

専修大学法科大学院

自己点検・評価報告書  
(平成20年度)

専修大学大学院法務研究科法務専攻

平成21年3月

法科大学院自己点検・評価委員会

## 目 次

はじめに	
I 総 則	
i 対象法科大学院の現況及び特徴	1
ii 目的	2
II 点検・評価項目	
第1章 教育目的	
1-1 教育目的	3
第2章 教育内容	
2-1 教育内容	5
第3章 教育方法	
3-1 授業を行う学生数	10
3-2 授業の方法	12
3-3 履修科目単位数の上限	13
第4章 成績評価及び修了認定	
4-1 成績評価	15
4-2 修了認定及びその要件	16
4-3 法学既修者の認定	17
第5章 教育内容等の改善措置	
5-1 教育内容等の改善措置	19
第6章 入学者選抜等	
6-1 入学者受入	25
6-2 収容定員と在籍者数	28
第7章 学生の支援体制	
7-1 学生支援	31
7-2 生活支援等	32
7-3 障害を持つ学生に対する支援	34
7-4 職業支援（キャリア支援）	34
第8章 教員組織	
8-1 教員の資格と評価	36
8-2 専任教員の配置と構成	36
8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員	36
8-4 専任教員の担当科目の比率	37
8-5 教員の教育研究環境	37
第9章 管理運営等	
9-1 管理運営の独自性	38
9-2 自己点検及び評価	39
9-3 情報の公表	41
9-4 情報の保管	41
第10章 施設、設備及び図書館等	
10-1 施設の整備	42
10-2 設備及び機器の整備	42
10-3 図書館の整備	42
III その他	
1. 法科大学院自己点検・評価委員会	45
2. 「法科大学院自己点検・評価報告書」の経緯	45
IV 参考資料	
1. 開設授業科目一覧	
2. 学生数の状況	
3. 教員一覧	
4. 科目別専任教員一覧	

# I 総則

## i 法科大学院の現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

専修大学大学院法務研究科法務専攻

#### (2) 所在地

東京都千代田区神田神保町 2-8-3

#### (3) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学生数：144 人（平成 20 年度）

教員数：20 人（うち実務家教員 5 人）

### 2 特徴

#### (1) 沿革と理念

専修大学は、日本における近代法の黎明期ともいえる明治 13 年（1880 年）に誕生した。以来、五大法律学校の一つとして発展し、長く法学教育に携わってきた本学は、建学の精神を現代的にとらえ直し、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を大学の 21 世紀ビジョンにしている。そうした中、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく、法科大学院を開設したが、このことは、その「社会知性の開発」を具現化するものと考えている。本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第 3 条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

教育理念・教育目的としては、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそ実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるからである。「法律学の最も基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び基礎的理論又は知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し、教育している。

### (2) 特徴

#### ① 少人数教育

法律学の最も基本的理論または知識を徹底して教育すると共に、双方向・多方向による授業及び課題に対する講評・添削等をより綿密に実施し、「議論による問題解決能力」を修得させる体制を十分に整えるため、ほとんどの演習科目において 20 人以下の少人数による授業を実施している。

#### ② 研究者教員と実務家教員の連携

基本的理論又は知識の修得、及び基本的理論又は知識の応用（具体的事例への適用、実務への適用）について、研究者教員及び実務家教員をバランスよく配置している。

#### ③ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があることからクリニック等の授業実施が容易であること、及びエクスターンシップの受入先も十分であることから、多くの学生がこれらの法律実務基礎科目を選択し履修している。また、法科大学院棟内に法廷教室があり、学生がみずからの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

#### ④ 整備された学習環境

法科大学院専用図書館、法廷教室、各種データベース及び図書検索のためのコンピュータ、個々の学生へのキャレル（自習机）等、物的設備を十分に整えた。また、クラス担任制を採用し、学生からの広範な質問や要望等に対応できるようにし、また各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう、教員の研究室も十分なスペースをとった。

## ii 目 的

### 1. 目 的

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

### 2. 教育理念・教育目的

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、設置に際し、まず、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育上の理念として掲げた。「社会生活上の医師」という語は、「司法制度改革審議会意見書」にも用いられており、それ自体はとくに耳新しいものではないが、その具体的な意味については、各種の解釈がありうる。本法科大学院は、「法学の最も基本的な理論又は知識を徹底して教育すること、及び基礎的理論又は知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」と考え、議論による問題解決能力を修得させることを教育の目的とし、カリキュラムを編成している。「議論」とは、「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語の意味ではない。それは、比較的最近になって意識された言語使用の新しい形態についての考え方、すなわち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し、相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りで、いかに異なった価値観を有する者の間であつても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

「議論」する能力、すなわち、主張すべき内容を明晰に定式化し、容易に反論できるようにその根拠を論理的に構成し、再反論することによって共通の世界を形成していく、という能力の訓練は、法廷弁論に典型的に示されることから明らかなように、法律家の養成において不可欠である。本法科大学院が、多くの実務家を専任教員として擁し、この種の教育に多大のエネルギーを割いていることは言うまでもないが、それに加えて、本法科大学院は、法律家として最も重要な能力とは、「問題発見・解決能力」であると考え。この能力は、これまで全く気付かれることなく、裁判例も見当たらず、誰も論じていない問題、つまり「未知」の問題に直面させられた時に試される。そのような時に、最も基本的な法知識や法原則に立ち返ってそれらを総動員しつつ、これまでになかった新たな法律論を生み出す能力こそ、優れた法律家が獲得すべきものである。この能力は、「あるべき状態」への探求に絶えず駆り立てる知的好奇心と、それを洞察し・想像する刺激や誘因を与え続けることとによって養成される。そのような能力を与えるのは、裁判例や実務的知識というよりも、「哲学」であり、「ものの考え方」であり、体系化された「理論」である。つまり、「実践的な教育」という表現に引きずられて、法科大学院は実務や裁判例を教育すれば足りると思えてはならないのである。本法科大学院の目指す究極的な目的は、上記の意味における「理論」の開発・伝達等を通じて、以上に述べた法律家像を実現するところにある。

## Ⅱ 点検・評価項目

### 第1章 教育目的

#### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育目的

法科大学院は、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として、法曹教育に特化した実践的教育を行うことを目的とするものであることから、その教育内容については、第2章に詳述するとおり、1年次においては、法律基本科目についての知識または理論を修得させ、2年次においては、その法律基本科目により修得した知識または理論の、具体的事例或いは実務への応用・適用能力を修得させる演習科目を配した。さらに、1年次から3年次にかけて、基礎法学・隣接科目群の他、6つの履修モデルを示した上、展開・先端科目を配した。これにより、本法科大学院の教育理念・目的である、基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び、その基礎的理論及び知識を基に、「議論による問題解決者」である法曹に必要な資質・能力を修得させる教育を体系的に実施している。また、成績評価については、各授業担当者による絶対評価としながらも、得点分布の目安を設定し厳格に行っている。修了認定についても、単位修得だけでなく、GPA制度を採用し、GPAの一定の基準を満たした者に対してのみその認定をし、厳格に行っている。

教育理念・教育目的については、専修大学専門職大学院学則第3条、「法科大学院入学ガイド」及び「法科大学院要項」に示されている。また、毎年、新入生に対するガイダンスにおいて、法科大学院長から新入学者に対し、説明がなされている。本法科大学院の教育は、教育理念である、「基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び、その基礎的理論と知識を基に、『議論による問題解決者』である法曹に必要な資質・能力を修得させる教育」を達成することを目標としている。また以上の法曹像に見合った6つの履修モデル（①民事履修モデル、②刑事履修モデル、③企業法務履修モデル、④知的財産履修モデル、⑤涉外法務履修モデル、⑥コミュニティーサービス履修モデル）を設定して、履修の指針としている。学生達もそれぞれの法曹像の理想に向かって、カリキュラムをこなし修了した者が平成17年度54名、平成18年度42名、平成19年度53名、平成20年度52名となっている。なお、新司法試験の合格者数は、平成17年度が9名、平成18年度が19名、平成19年度が20名であった。今後、司法試験、司法修習と連携した教育及び法曹実務家として活躍しうる資質を修得できる教育を実施するよう努めたい。平成20年度修了者の進路状況は下表に記した進路状況調査のとおりである。

#### 【平成20年度 専修大学法務研究科法務専攻修了者進路状況調査】

平成21年3月31日現在

平成20年度法務研究科法務専攻修了者		52人	備考
内 訳	司法試験受験準備	50人	
	未確認	2人	

#### 2 優れた点及び改善を要する点等

##### 優れた点

「Ⅰ 対象法科大学院の現況及び特徴」に記載したとおり、本学の法科大学院の目的に沿った教育を忠実に実施している。

##### 改善を要する点

平成20年度からの新カリキュラムにおいて、「行政法の基礎理論」と「民法Ⅳ（家族法）」を2年次配当科目に引き上げ、1年次の法律基本科目（必修）の単位数を34単位から30単位に削減することとした。それにより、1年次の履修に従来よりも余裕ができるようになり、これまでのような「とにかく授業に出るだけで精一杯」という状況と比較すると、自分の学習状況について多少とも余裕をも

って考察できるようになるなど一定の改善が期待できる。ただ、このような状況を定着させ、学生が常に自分の到達状況と今後の課題を確認しながら授業に臨めるようにするためには、引き続き、日常の授業、クラスでの学生との面談、オフィスアワー等を通して、教員の側からのきめ細かい教育と個別指導が必要となる。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

1. 本法学大学院の教育目的である「社会生活上の医師の養成」とは、目的において記載したとおり、法律学の基本的な理論又は知識を徹底して教育するとともに、それを活用しうる応用力、社会の人々の抱える法的問題を理解し法的に解決しうる十分な能力、具体的には、「目的」において記載した「議論による問題解決能力」を身に付けさせる教育を言う。すなわち、単に実務法曹に共通に必要な知識の修得を目的とするのではなく、実務において十分にその知識を活用する能力の修得を目指すものである。そのため、「開講授業科目一覧」(別紙様式1)に示すとおり、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法を中心とした法律基本科目については、まず、その基礎的知識修得と体系的理解を目的として、講義科目を1年次ではすべて必修とし、理論的教育を中心に授業を編成した。また、これらの法的知識をさらに深め、敷衍するため、1年次から法社会学、法哲学、西洋法制史、日本法制史、EU法、立法政策論、法と経済など幅広い分野の基礎法学・隣接科目群を選択必修科目(2科目4単位)として配し、その履修を通じて、汎用的で基礎的な法的学識及び理論を身につけ、法学全体の体系的な理解と視野を広げることができるように意図した。
2. 2年次では、さらに、解釈力・応用力を身につけさせるため、法律基本科目の総合演習(10科目20単位必修)を、20人程度の規模の授業において、議論の根拠を論理的に構成し、それに対して反論及び再反論する能力が修得できるように双方向授業の必修科目として配した。これらは、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることを目的とするものである。
3. また、2年次から3年次において、以下の①～⑥の履修モデルを提示して履修の指針を示したうえで、数多くの展開・先端科目を配置した。また、法曹としての基本的な法律知識・解釈能力と倫理的な素養をしっかりと身につけさせるため、法律基本科目とその総合演習、法曹倫理は必修とするとともに、法曹倫理については、経験豊かな弁護士を中心として、検察官・裁判官が分担して担当し、法曹としての責任感及び倫理観を涵養させることを目的にして授業を行っている。
 

<履修モデル>

①は、民事履修モデルであり、一般の国民が遭遇する日常的な法律問題を処理しうる能力を身につけさせるため、「債権回収と債権保全」、「消費者保護法」、「住宅関係法(借地借家・マンション)」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「労働法Ⅰ(基本領域)」、「労働法Ⅱ(展開領域)」、「環境問題と法Ⅰ」及び「医事法」などの科目を配置しその履修を勧めている。

②は、刑事履修モデルであり、検察官、刑事裁判官、刑事弁護士、少年事件の弁護士を目指す人たちの履修すべき科目として、「刑事政策」、「刑事法特論(少年法、被害者保護法)」、「刑事法特論(経済刑法)」、「医事法」、「法医学」及び「環境問題と法Ⅰ」などの科目を配置しその履修を勧めている。

③は、企業法務履修モデルであり、主に企業法務を扱う法曹を目指すコースとして、「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「金融商品取引法」、「労働法Ⅰ(基本領域)」、「労働法Ⅱ(展開領域)」、「環境問題と法Ⅰ」、「国際取引法」などの科目を配置しその履修を勧めている。

④は、知的財産履修モデルであり、知的財産法に関する科目として、「知的財産法Ⅰ(著作権)」、「知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)」、「知的財産法Ⅲ(意匠・商標・不正競争防止法)」及び「知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)」の4科目を配置しその履修を勧めている。

⑤は、涉外法務履修モデルであり、「国際経済法」、「国際取引法」、「国際私法」、「国際民事紛争解決」、「環境問題と法Ⅰ」及び「保険法」などの科目を配置しその履修を勧めている。

⑥は、コミュニティーサービス履修モデルであり、市民の人権を守るために働く法曹を目指す人達のための履修モデルであり、「環境問題と法Ⅰ」、「消費者保護法」、「社会保障法」、「保険法」、「地方自治法」、「国際人権法」及び「医事法」などの科目を配置しその履修を勧めている。
4. 全体を通して、少人数教育による教員との双方向授業によって、教員の考え方や問題解決における背景事情の理解を深め、豊かな人間性の涵養が図られるように配慮している。
5. 以上を要約すると、1年次においては、法律学の基本的な理論または知識を修得させ、2年次以降においては、その知識または理論の具体的な事例或いは実務への適用、さらには、幅広い専門

領域における基本的知識・理論の修得及び実務への適用能力の修得を目指したものである。

なお、本学法学部においては、「コース制」を導入している。つまり、職業観を持つことなく、自己の人生設計を描くことのできない学生が増えてきていることから、大学教育の現場においてもキャリア教育が必要となってきた。法学部に入学してくる学生には、志望動機の明確な学生もいれば漠然と入学してきた学生もあり、多様な学生が混在している。コース制を導入しているのは、学生に職業観を持たせるとともに、将来の自己の発展のために在学中どのような科目に比重をおいて勉学すべきなのかのガイドラインを示し、学生に主体的な勉学を促すためである。これに対して本法科大学院は既述したとおり、法曹養成に特化した教育を実施している。

本法科大学院では、「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに、法曹としての強い責任感・倫理観をもって、ビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために、以下のような科目を配し、前記の教育目標の達成をめざしている。

(1) 法律基本科目 (62 単位)

公法系科目 (7 科目、14 単位): 「統治の基本理論」、「人権の基礎理論」、「行政法の基礎理論」、「憲法総合演習Ⅰ (憲法訴訟論)」、「憲法総合演習Ⅱ (人権保障論)」、「行政法総合演習Ⅰ (行政活動法)」、「行政法総合演習Ⅱ (行政救済法)」。

民事系科目 (15 科目、36 単位): 「民法Ⅰ (財産法システムⅠ)」、「民法Ⅱ (財産法システムⅡ)」、「民法Ⅲ (事務管理・不当利得・不法行為)」、「商法Ⅰ (企業組織)」、「商法Ⅱ (決済システム・企業取引)」、「民事訴訟法」、「民法Ⅳ (家族法)」、「応用民事訴訟法」、「民事法総合演習Ⅰ (現代契約法)」、「民事法総合演習Ⅲ (不動産及び金融取引法)」、「民事法総合演習Ⅴ (民事訴訟法)」、「商法演習Ⅰ (企業組織)」、「商法演習Ⅱ (決済システム・企業取引)」、「民事法総合演習Ⅱ (民事責任法)」、「民事法総合演習Ⅳ (家族法)」。

刑事系科目 (7 科目、14 単位): 「刑法Ⅰ (総論)」、「刑法Ⅱ (各論)」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」、「刑事法総合演習Ⅰ (刑法総論重点)」、「刑事法総合演習Ⅱ (刑法各論重点)」、「刑事法総合演習Ⅲ (刑事訴訟法重点)」。

(2) 法律実務基礎科目 (17 単位)

「法情報検索」、「法曹倫理」、「民事実務演習」、「刑事実務演習」、「民事法文書作成・クリニック」、「刑事法文書作成」、「模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」及び「要件事実」。なお、「法情報検索」以外の科目は、すべて、法曹の実務経験を有する者が担当している。

(3) 基礎法学・隣接科目 (14 単位)

「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「EU法」、「立法政策論」及び「法と経済」。

(4) 展開・先端科目 (74 単位)

「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「金融商品取引法」、「保険法」、「独占禁止法Ⅰ」、「独占禁止法Ⅱ」、「労働法Ⅰ (基本領域)」、「労働法Ⅱ (展開領域)」、「労働法演習」、「執行・保全法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「債権回収と債権保全」、「住宅関係法 (借地借家・マンション)」、「知的財産法Ⅰ (著作権法)」、「知的財産法Ⅱ (特許・実用新案法)」、「知的財産法Ⅲ (意匠・商標・不正競争防止法)」、「知的財産法Ⅳ (侵害訴訟)」、「国際法」、「国際経済法」、「国際取引法」、「国際民事紛争解決」、「国際私法」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「地方自治法」、「社会保障法」、「消費者保護法」、「医事法」、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ (演習)」、「国際人権法」、「刑事政策」、「刑事法特論 (少年法・被害者保護法)」【隔年開講】、「刑事法特論 (経済刑法)」【隔年開講】及び「法医学」。

6. 1年次は、法学未修者であるため、法律学の基本的知識と体系的理解の修得を目的としている。

「統治の基本理論」、「人権の基礎理論」、「民法Ⅰ (財産法システムⅠ)」、「民法Ⅱ (財産法システムⅡ)」、「民法Ⅲ (事務管理・不当利得・不法行為)」、「商法Ⅰ (企業組織)」、「商法Ⅱ (決済システム・企業取引)」、「民事訴訟法」、「刑法Ⅰ (総論)」、「刑法Ⅱ (各論)」、「刑事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」の法律基本科目 12 科目 30 単位を必修として開設するとともに、今後の法律学学習の基礎となる「法情報検索」1 単位を履修しうるように授業科目を配置している。また、基礎法学・隣接科目から 2 科目 4 単位を履修することが求められている。多くの科目の受講生は 20 名程度で、講義を主体としつつ、予習・復習の状況を確認しながら、授業を進めている。

7. 2年次においては、法律学の基本的知識と体系的理解の修得に加え、知識及び理論の具体的事例への適用能力の修得を目的として、前期において、「行政法の基礎理論」、「民法Ⅳ (家族法)」、



「応用民事訴訟法」、「民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）」、「刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）」、後期においては、「民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）」、「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」、「商法演習Ⅰ（企業組織）」、「商法演習Ⅱ（決済システム・企業取引）」、「刑事法総合演習Ⅱ（刑法各論重点）」、「刑事法総合演習Ⅲ（刑事訴訟法重点）」の11科目22単位が必修である。また、2・3年次配当の選択必修科目として、「憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）」、「憲法総合演習Ⅱ（人権保障論）」、「行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）」及び「行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）」の4科目が置かれているが、このうちから2年次で2科目4単位、3年次で1科目2単位を選択して履修することが求められている。なお、行政法総合演習Ⅱにおいては、行政法に関わる実務的ケースを素材にして、学生に当事者の代理人としての訴訟活動のメモを提出させ、それを基に討論させ、担当教員が説明するといった方法で訴訟実務面での指導をしている。

8. 実務基礎科目としては、未修者については1・2年次、既修者については2年次配当の「法情報検索」を配置し、この科目を通して法情報調査の指導が行われている。なお、この科目は選択科目であるため、履修しない学生に対しては、新入生全員を対象とした、図書館が開催する「情報検索講習会（法令・判例編）」や、「情報検索講習会（個人レッスン編）」等の受講を指示している。また、演習科目等において、必要に応じて課題に必要な法情報調査についての説明も行っている。3年次において、「民事実務演習」、「刑事実務演習」、「民事法文書作成・クリニック」、「刑事法文書作成」、「模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」及び「要件事実」の授業を通して、法実務の実際に触れるとともに、知識及び理論の実務への適用能力の修得を目指している。民事に関する要件事実及び事実認定に関しては、「民事実務演習」及び「要件事実」において、刑事に関する事実認定に関しては、「刑事実務演習」において、それぞれ学ばせている。また、「法曹倫理」の授業によって、法実務家の果たすべき役割についての自覚を育てるものとしている。なお、クリニックにおける法律相談の前には、法曹倫理に関する事前指導として、入学時に学生が提出している守秘義務誓約書の内容を確認させ、特定性のある内容を話題にはならないことを厳命するとともに、法曹倫理の授業においても弁護士の依頼者あるいは守秘義務に関する講義は、法律相談の前に行っている。

9. 基礎法学・隣接科目は、1・2・3年次において履修可能であり、展開・先端科目は、2・3年次において履修可能であるが、2年次には必修科目が多いため、法律学の基礎的能力を得た後の3年次に、各履修モデルに沿って選択することになる。基礎法学・隣接科目としては、各学生の関心に応じて幅広い法的素養を身につけることができるよう、「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「EU法」、「立法政策論」、「法と経済」の7科目を配置している。

展開・先端科目は、学生の志向・ニーズに応じた幅広く多様な選択が可能となるように科目編成をした。履修モデルごとに主な科目を列挙すると、①民事履修モデルとして、「債権回収と債権保全」、「消費者保護法」、「住宅関係法（借地借家・マンション）」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「労働法Ⅰ（基本領域）」、「労働法Ⅱ（展開領域）」、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ」、「保険法」、「医事法」、②刑事履修モデルとして、「刑事政策」、「刑事法特論（少年法・被害者保護法）」、「刑事法特論（経済刑法）」、「医事法」、「法医学」、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ」、③企業法務履修モデルとして、「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「金融商品取引法」、「労働法Ⅰ（基本領域）」、「労働法Ⅱ（展開領域）」、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ」、④知的財産履修モデルとして、知的財産法に関連する科目が4科目、「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」、「知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）」、「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」、⑤涉外法務履修モデルとして、「国際経済法」、「国際取引法」、「国際私法」、「国際民事紛争解決」、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ」、「保険法」、⑥コミュニティーサービス履修モデルとして、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ」、「消費者保護法」、「社会保障法」、「保険法」、「地方自治法」、「国際人権法」、「医事法」、などの科目を配置している。なお、「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」においては、知的財産権に関し専門的訴訟領域に関し学ばせている。この科目の訴訟実務面からの指導としては、①実際の特許侵害訴訟の判決中から複数のケースを選択し、それぞれのケースごとに特許公報と対象製品目録とを受講者に事前に交付したうえで、当該特許侵害の有無につき検討した結果をレポートとして提出させることにより、実際に特許侵害訴訟を受任した場合と同様の思考作業を経験させ、②著作権侵害においては、特定の論点を巡って関連する4、5件の判決を読ませたうえで、これらに共通の論点につき検討結果をレポートさせることにより、実際に準備書面を作成する場合と同様の思考作業を行わせている。

10. 大学設置基準第21条から23条に則し、1セメスターにおいて90分（2時間）授業を15週開

講して、講義科目及び演習科目については2単位とし、「法情報検索」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」については、1単位としている。年度を前期、後期に分けた2セメスター制を採用しており、定期試験の期間を除いた授業期間30週を厳格に確保している。例えば祝日により休みとなる月曜日等は、当該日の祝日に授業を行い、授業日数を確保している。休講は、可能な限り避けるようにしているが、やむを得ず休講する場合には、学生との話し合いのもとで出来るだけ直後に補講を行い、教育効果に影響しないよう配慮している。

11. これまでの自己点検・評価において、改善を要する点としてあげてきたこと等をふまえ、平成20年度にカリキュラム改正を行った。主な改正内容は以下のとおりとなっている。なお、これまでの説明は改正後のカリキュラムを前提として叙述したものである。

- ① 1年次配当科目であった行政法の基礎理論（既修者においては2年次配当）、民法Ⅳ（家族法）を2年次配当に変更
- ② 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ（各2単位）を民事訴訟法（4単位）に変更
- ③ 2年次配当科目として応用民事訴訟法（2単位）を新設
- ④ 既修者の履修免除科目について、民事訴訟法を履修免除とし、民法Ⅳ（家族法）を履修免除しないこととした
- ⑤ 2年次配当科目であった民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）と民事法総合演習Ⅳ（家族法）の配当年次を3年次配当に変更
- ⑥ 基礎法学・隣接科目群の科目を2・3年次配当から1～3年次配当に変更
- ⑦ 選択必修である法律基本科目の配当年次を2年次から2・3年次に変更し、必要最低単位数を4単位から6単位に変更
- ⑧ クリニック（1単位）を廃止し、民事法文書作成・クリニック（2単位）を新設
- ⑨ 証券取引法を金融商品取引法に変更
- ⑩ 独占禁止法（2単位）を独占禁止法Ⅰ（2単位）に変更し、独占禁止法Ⅱを新設
- ⑪ 労働法演習（2単位）を新設
- ⑫ 倒産法（2単位）を倒産法Ⅰ（2単位）に変更し、倒産法Ⅱ（2単位）を新設
- ⑬ 租税法（2単位）を租税法Ⅰ（2単位）に変更し、租税法Ⅱ（2単位）を新設
- ⑭ 環境問題と法（2単位）を環境問題と法Ⅰ（2単位）に変更し、環境問題と法Ⅱ（演習）（2単位）を新設
- ⑮ 海事法（2単位）を廃止
- ⑯ 東アジア企業法務（2単位）を廃止

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

1. 法律基本科目について、1年次（法学未修者）に講義を中心にして基礎理論の確実な理解を得たうえで、2年次（法学未修者・法学既修者）において、少人数の演習形式の双方向授業によって1年次で修得した基礎理論をさらに深め、具体的場面にそれを適用し問題の解決を図っていく教育が実務家教員と研究者教員の相互協力のもとに体系的に行われている。
2. 数多くの展開・先端科目を配置し、学生の多様な要求に応じた履修ができるように配慮している。また、個々の学生が自己の関心に応じた体系的な履修が確保されるように、6つの履修モデル（民事、刑事、企業法務、知的財産、渉外法務、コミュニティーサービス）を設けている。
3. とくに、知的財産関連履修モデルにおいては、「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」、「知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）」の他、専門的訴訟領域に関する科目である「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」を設け、最近重要性を増しつつある知的財産法分野の充実を図っている。
4. 法律実務基礎科目については、弁護士・検察官・裁判官の経験をもつ教員が授業を行い、実務への適用能力の修得を目指している。また、本法科大学院棟の1階には、弁護士教員を中心にした法律事務所が開設されており、エクスターンシップ、クリニック等を通じて、弁護士実務の実態に接することも容易になっている。さらに、模擬裁判の授業の充実を資するため設備の整った法廷教室を設けている。
5. 基礎法学・隣接科目についても、基礎法、法制史、外国法をはじめとする7つの法律科目を選択必修として設け、それぞれ優れた専門家教員が授業を担当している。

**改善を要する点**

平成 19 年度における「要件事実」の新設に引き続き、平成 20 年度からは「民事法文書作成・クリニック」と「刑事法文書作成」の 2 科目を実務基礎科目（選択科目）として新設をした。これによって一昨年度の自己点検・評価報告書で改善を要する点としてあげていた「法文書作成そのものを内容とする科目の設定」という課題への対応を図り、基本的な解決を見ることとなった。今後は、更に実務基礎科目全体の教育内容面での充実に引き続き努力することが求められる。

また、法科大学院に司法修習の前期に相当する教育が求められていることに鑑み、選択科目として配置している実務基礎科目のうち、4 単位相当を必修または選択必修にできるよう、カリキュラムを検討する等の必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

必修の法律基本科目については、再履修の者を加えても30人は超えないようにして、少人数教育を確保している（以下の「平成20年度法科大学院授業科目履修者数一覧」参照）。ただし、「刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）」は2展開の開講としているため、35名程度の履修者数となっている。また、平成20年度入学者より、「民法Ⅳ（家族法）」「行政法の基礎理論」は、カリキュラム改正で2年次の配当で1展開の開講としているため、40～50名程度の履修者数となっている。

基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、各1展開のため、選択が集中すると人数が多くなる可能性があるが、時間割上の配置に工夫を凝らし、特定の科目に偏らないように、配慮している。

なお、学則上容認している科目等履修生の入学許可については、現時点で予定していない。学則第51条に規定する特別聴講生（本法科大学院以外の者）についても、授業運営の状況が把握できるまでは、入学許可は予定していない。

【平成20年度法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】

授業曜日時	期間	必修科目	科目名	配当	担当者	履修者数					備考
						1年	2年	3年	4年～	計	
月1	前		民事法文書作成・クリニック	SL3	宮岡孝之, 梶村寛道			39	1	40	
月2	前	○	刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）	SL2	日高義博		35		1	36	
月2	前	○	刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）	SL2	寺島秀昭		34	1		35	
月2	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 沖原史康			16		16	
月3	前		憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）	SL2	石村 修		26	2		28	
月3	前		企業統治法	SL23	新山雄三		2	13	1	16	
月4	前	○	刑法Ⅰ（総論）	SL1	岡田好史, 日高義博	16			1	17	
月4	前		金融商品取引法	SL23	松岡啓祐		5			5	
月4	前		証券取引法	SL23	松岡啓祐			36		36	
月5	前		法情報検索	SL2	岡田好史		4			4	
月5	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 沖原史康			17	1	18	
火2	前	○	民法Ⅱ（財産法システムⅡ）	SL1	山田創一	16	1	1		18	前第2展開:ベア火3
火2	前		保険法	SL23	武知政芳		2	28	1	31	
火2	前		地方自治法	SL23	白藤博行		5	7		12	
火3	前	○	民法Ⅱ（財産法システムⅡ）	SL1	山田創一	16	1	1		18	前第2展開:ベア火2
火3	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 石原直弥, 沖原史康			11		11	
火3	前		環境問題と法Ⅰ	SL23	矢澤昇治, 須加憲子, 樋渡俊一		4			4	
火3	前		環境問題と法	SL23	矢澤昇治, 須加憲子, 樋渡俊一		2	29		31	
火4	前	○	民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）	SL2	良永和隆, 平井宜雄		22	1		23	
火4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 石原直弥, 沖原史康			20		20	
火5	前		立法政策論	SL123	平井宜雄	1	9	19		29	
火5	前		独占禁止法Ⅰ	SL23	和泉澤衛					0	
火5	前		独占禁止法	SL23	和泉澤衛		2	3		5	
水1	前		EU法	SL123	中西優美子	3	22	20	2	47	
水2	前		法社会学	SL123	神長百合子	6	19	14	2	41	
水2	前		国際法	SL23	森川幸一					0	
水3	前		西洋法制史	SL123	高橋清徳	2	26	3		31	
水4	前		法情報検索	SL1	岡田好史	13				13	
水4	前		企業会計法	SL23	小林俊明		20	39	1	60	
水5	前	○	民法Ⅳ（家族法）	SL2	木幡文徳	1	46			47	
木1	前		労働法Ⅰ（基本領域）	SL23	川田琢之		35	4	1	40	
木1	前		国際民事紛争解決	SL23	矢澤昇治		1	13		14	
木2	前	○	統治の基本理論	SL1	石村 修	16	1	1		18	

木2	前		国際私法	SL23	矢澤昇治			23		23	
木2	前		租税法Ⅰ	SL23	増田英敏		6			6	
木2	前		租税法	SL23	増田英敏		3	5		8	
木2	前		企業税法	SL23	増田英敏			3		3	
木3	前	○	刑事訴訟法Ⅰ	SL1	小出鎔一	16		1		17	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ(憲法訴訟論)	SL2	石村 修		19	1		20	
木4	前	○	行政法の基礎理論	SL2	晴山一穂	1	48			49	
木4	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 沖原史康			19		19	
木5	前		執行・保全法	SL23	谷口安平		19	34		53	
木5	前		知的財産法Ⅰ(著作権法)	SL23	久保次三		7	2	1	10	
金1	前		債権回収と債権保全	SL23	宮岡孝之		1	36		37	
金2	前	○	民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	16	1	1		18	前期2展開:ペ7金3
金2	前	○	民法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	山田創一, 平井宜雄, 坂本武憲		22			22	
金2	前	○	民法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	平井宜雄, 坂本武憲, 山田創一		22		1	23	
金2	前	○	民法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	坂本武憲, 山田創一, 平井宜雄		23	1		24	
金2	前		要件事実	SL3	梶村寛道, 宮岡孝之			48		48	
金3	前	○	民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	16	1	1		18	前期2展開:ペ7金2
金3	前	○	応用民事訴訟法	SL2	佐野裕志		26			26	
金3	前		行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		20			20	
金4	前	○	応用民事訴訟法	SL2	谷口安平		20			20	
金4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 石原直弥, 沖原史康			21		21	
金5	前		行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		15			15	
金5	前		倒産法Ⅰ	SL23	谷口安平		16			16	
金5	前		倒産法	SL23	谷口安平		5	16		21	
金5	前		知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)	SL23	大野 茂		5	6		11	
金5	前		エクスターンシップ	SL3	宮岡孝之			29	1	30	

【平成20年度法科大学院授業科目履修者数一覧(後期)】

授業 曜日	期 間	必 修 科 目	科目名	配当	担当者	履修者数					備 考
						1年	2年	3年	4年~	計	
月1	後		ロイヤリング	SL3	宮岡孝之			27	1	28	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	日高義博		23			23	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	寺島秀昭		23	1		24	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	高木 徹		22			22	
月3	後	○	商法Ⅰ(企業組織)	SL1	新山雄三	16	1	1		18	
月3	後	○	民法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	寛 康生		23			23	
月4	後	○	民法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	寛 康生		23	1		24	
月4	後	○	民法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	梶村寛道		22			22	
月4	後		刑事法文書作成	SL3	沖原史康, 高木 徹, 山本和昭, 小出鎔一			31	2	33	
月5	後	○	刑法Ⅱ(各論)	SL1	日高義博	16	1			17	
月5	後		労働法演習	SL23	伊藤昌毅, 清水洋二			11	1	12	
火1	後		日本法制史	SL123	高木 侃	8	29	12	1	50	
火1	後		消費者保護法	SL23	佐々木幸孝		1	11		12	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	松岡啓祐, 田邊宏康, 武知政芳		23			23	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	田邊宏康, 武知政芳, 松岡啓祐		23	1		24	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	武知政芳, 松岡啓祐, 田邊宏康		22	1		23	
火3	後		法哲学	SL123	嶋津 格	2	4	1		7	
火3	後		社会保障法	SL23	小島晴洋		1	1		2	
火3	後		環境問題と法Ⅱ(演習)	SL23	坂口洋一		2	1		3	
火4	後	○	商法Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL1	武知政芳	16	2			18	
火4	後	○	刑事実務演習	SL3	大江 忠, 石原直弥, 宮岡孝之, 梶村寛道			19	2	21	
火5	後		法と経済	SL123	和泉澤衛	5	5			10	
火5	後		企業組織再編法	SL23	松岡啓祐		7	33	2	42	
火5	後		知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)	SL23	水谷直樹		1	4		5	
水1	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 寛 康生		20	1		21	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	高木 徹		23			23	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	小出鎔一		24	1		25	
水2	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 寛 康生		7			7	
水3	後		独占禁止法Ⅱ	SL23	大槻文俊		2	3	1	6	
水4	後		法医学	SL23	三宅文太郎		12	32		44	
水5	後	○	民法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	木幡文徳, 家永 登, 山岸美佐子		22	3		25	

木1	後	模擬裁判	SL3	杉山博亮, 沖原史康, 宮岡孝之, 井上 泰, 藤代浩則, 高橋 温, 山中健児					0
木1	後	労働法Ⅱ(展開領域)	SL23	川田琢之		24	4		28
木2	後	○人権の基礎理論	SL1	古川 純	16	1	1		18
木2	後	○刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	山本和昭		21			21
木2	後	租税法Ⅱ	SL23	増田英敏		4	5		9
木3	後	○刑事訴訟法Ⅱ	SL1	山本和昭	16	1			17
木3	後	憲法総合演習Ⅱ(人権保障論)	SL2	石村 修		16			16
木3	後	憲法総合演習Ⅱ(人権保障論)	SL2	内藤光博		15			15
木3	後	国際取引法	SL23	杉浦保友		1	5		6
木4	後	○商法演習Ⅰ(企業組織)	SL2	新山雄三, 青竹正一, 松岡啓祐		23			23
木4	後	○商法演習Ⅰ(企業組織)	SL2	青竹正一, 松岡啓祐, 新山雄三		23	1		24
木4	後	○商法演習Ⅰ(企業組織)	SL2	松岡啓祐, 新山雄三, 青竹正一		22			22
木5	後	○民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)	SL1	平井宜雄	16	1	1		18
木5	後	知的財産法Ⅲ(意匠・商標・不正競争防止法)	SL23	久保次三		3	2		5
木5	後	国際人権法	SL23	北村泰三		1	2	1	4
金1	後	民事訴訟法	SL1	佐野裕志	15				15
金1	後	民事訴訟法Ⅰ	SL1	佐野裕志	1	1	1		3
金1	後	民事訴訟法Ⅱ	SL12	佐野裕志	1	4			5
金1	後	模擬裁判	SL3	杉山博亮, 沖原史康, 宮岡孝之, 井上 泰, 藤代浩則, 高橋 温, 山中健児			12	1	13
金1	後	刑事政策	SL23	安部哲夫		1	6		7
金2	後	○民事訴訟法	SL1	佐野裕志	15				15
金2	後	○民事訴訟法Ⅰ	SL1	佐野裕志	1	1	1		3
金2	後	○民事訴訟法Ⅱ	SL12	佐野裕志	1	4			5
金2	後	国際経済法	SL23	間宮 勇			2		2
金2	後	医事法	SL23	家永 登		4	4		8
金2	後	刑事法特論(少年法・被害者保護法)	SL23	安部哲夫		4	6	2	12
金3	後	○民法法総合演習Ⅲ(不動産及び金融取引法)	SL2	良永和隆, 庄 菊博, 山田創一		23	1		24
金3	後	○民法法総合演習Ⅲ(不動産及び金融取引法)	SL2	庄 菊博, 山田創一, 良永和隆		23	1	1	25
金3	後	○民法法総合演習Ⅲ(不動産及び金融取引法)	SL2	山田創一, 良永和隆, 庄 菊博		22	3		25
金3	後	○民事実務演習	SL3	大江 忠, 石原直弥, 宮岡孝之, 梶村寛道		16	1		17
金4	後	○民事実務演習	SL3	大江 忠, 石原直弥, 宮岡孝之, 梶村寛道		16	1		17
金5	後	倒産法Ⅱ	SL23	谷口安平		11	15		26
金5	後	住宅関係法(借地借家・マンション)	SL23	良永和隆			7		7

### 3-2 授業の方法

1. 1年次(未修者)においては、1年間で、法律基本科目の体系的理解を得させるため、未修者の特性を考慮して、講義を主体に展開しているが、具体的な設例を含む検討課題を予め提示し、予習をさせている。また、授業においては、随時基本的事項について発問し、理解度を確認しつつ進行することとしている。さらに、レポート、小テストを織り込み、復習によって講義内容を十分に習得しているか否かを確認している。現状の下では、少人数クラスのため、これらの措置を通して履修者すべての理解度を確認しうるものとなっている。期末には、120分の記述式の試験を厳格に行い、解答内容の評価と合せて、文章構成能力や表現能力が備わっているか否かを確認・評価するものとしている。

2年次には、未修者と既修者を混合し、主に法律基本科目の演習科目を必修として、あらかじめ示した課題について、議論を行うことを主体とした授業を展開している。レポート、小テストを織り込み、個別の文章能力についても点検・確認しながら、授業を展開している。また、演習科目については、教員対学生の双方向授業にとどまらず、学生同士で議論する多方向の授業も講義担当者の工夫により実施するよう努力している。

クリニック及びエクスターンシップの実施に際しては、参加学生による関連法令の遵守の確保のため、①クリニック、エクスターンシップ等の授業、②訴訟記録等の閲覧、③ローファームで行われた法律相談、④ローファームへの立入り、⑤その他法科大学院において知り得た事件にかかわる事項について、理由とその方法のいかんを問わず第三者に対して伝達又は開示してはならない旨の誓約書を個々の学生から取っている。

エクスターンシップについては、担当の教員が研修先の実務指導者との連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、単位認定の責任者となっている。また、エクスタ

ーンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先からの報酬を受け取ってはならない旨指導している。

その他、刑事実務演習では、学生の模擬接見のビデオ撮影等による検討、民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）では、第一審訴訟手続のビデオによる検討、希望者を募り集中証拠調べ期日の民事裁判の傍聴等も実施している。

2. 1年間の授業計画については、毎年4月に配布している法科大学院要項に各授業科目のシラバスを掲載し、そこに、授業内容、成績評価の方法を具体的に明示している。また、使用教材も要項で予め示し、或いは各担当者が作成の上配布している。
3. 各授業科目において、検討課題や授業内容を示した資料をあらかじめ配布し、予習を促すこととしている。複数展開の科目については、教材や課題について担当者間の連絡を密にし、相互の均衡をはかることとしている。

法律基本科目の演習においては、予め課題を示したうえで学生による討論を多く取り込んだ双方向・多方向の授業を進めている。

また、平成20年度は講義科目の集中授業の開講をしていない。平成21年度も開講しない予定としている。

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

各年次における履修科目として登録することのできる単位数は、下表のとおり1年次35単位、2年次36単位、最終年次は44単位を上限とし、それ以上の履修は認めていない。その中には集中授業科目及び再履修科目の単位も含めている。

(1) 未修者（平成20年度入学者）

区分	科目群	1年次	2年次	3年次	必要最低単位		備考
必修	法律基本科目	30	22	4	56	62	
	実務基礎科目			6	6		
選択必修	法律基本科目		4	2	6	30	
	基礎法学・隣接科目				4		
	展開・先端科目				12		
選択	実務基礎科目						
年間履修範囲		(35)	(36)	(44)			
修了単位					98		

\* ( ) 内の数字は、各年次履修することができる単位数の上限

\* 再履修した科目の単位数も年間履修上限単位に含む

(2) 既修者（平成20年度入学者）

区分	科目群	2年次	3年次	必要最低単位		備考
必修	法律基本科目	22	4	26	32	
	実務基礎科目		6	6		
選択必修	法律基本科目	4	2	6	30	
	基礎法学・隣接科目			4		
	展開・先端科目			12		
選択	実務基礎科目					
年間履修範囲		(36)	(44)			
修了単位				68		

\* ( ) 内の数字は、各年次履修することができる単位数の上限

\* 再履修した科目の単位数も年間上限単位に含む

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

1. 法律基本科目については、それぞれ少人数クラスで、個々の学生との質疑応答が可能であり、法知識を深め、思考力、分析力、表現力が修得できるよう、双方向授業を行っている。また、レポート或いは裁判所に提出する書面等に関する課題を与え、文章表現力を養成するための授業運営も行っている。レポートや課題については、添削、オフィスアワーでの個別指導、全体的講評の

学生への提示等多様な方法を通して評価内容の学生へのフィードバックを実施している。

2. 必修科目と重ならないように、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の時間割を編成するのは開講している科目数からして困難であり、多少の重複は避けられなかったが、必修科目のクラス指定を弾力的に運用するなどして、極力各学生の履修要求に応じている。

#### 改善を要する点

改善を要する点としては、「行政法の基礎理論」の履修者数が他の科目と比較して多いこと、なお、従前、授業改善アンケートで学生から指摘された一部のオムニバス科目における担当教員間の連絡の不十分さについては、解消されてきているが、今後も継続することが求められる。



## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

- 客観的な成績評価の方法を周知徹底するために、科目ごとに①面談（質疑応答・口頭試問を含む）、②出席点（出席状況）、③宿題（予習・復習・レポート）、④試験結果（小テスト・中間テスト・期末試験）などの配点の割合をシラバス（法科大学院要項）で予め明示している。

成績評価に当っては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取り組みの程度と理解の程度の双方を適宜評価している。しかし、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみで合格点を与えることはせず、期末試験を中心とする試験結果をもっとも大きい比重で評価している。

採点方針は、次のとおりである。

- ・優秀と認められるものについては、その内容に応じて、B評価（84～80点）以上とする。ただし、その上限は概ねB+評価（89～85点）とし、特に優れているものについてのみ、A評価（100～90点）とする。
- ・良好な水準に達していると認められるものについては、その内容に応じC+評価（79～75点）、C評価（74～70点）とする。
- ・一応の水準に達していると認められるものについては、その内容に応じD+評価（69～65点）、D評価（64～60点）とする。
- ・上記以外のものについては、F評価（59点以下）とする。

成績評価は、各授業担当者による絶対評価としているが、得点分布の目安として、A評価（100～90点）5%以下、B+評価（89～85点）及びB評価（84～80点）30%程度、C+評価（79～75点）及びC評価（74～70点）40%程度という指標を設定し、各授業科目担当者に徹底するようにしている。

- 学生に成績結果を通知し、その評価内容の詳細を確認したい場合は、各授業担当教員に直接面接し、説明を求めることを奨励している。納得がいけない場合、シラバスに明示したとおりの方法で評価が行われていないなどの不満がある場合は、教務委員会に検討を求めることができるものとしており、教務委員会が検討し、適切な是正を求めうるものとしている。各教員の成績評価の分散度については、一覧表にして、教授会及び授業担当者に公開し、バランスのとれた適切な評価を行うよう求めている。また筆記試験採点の際の匿名性が確保されるよう学籍番号、氏名欄を覆い隠し、答案綴りを作製している。
- 成績評価については、セメスターごとに、次のセメスターが始まる前に通知し、希望者に対しては、オフィスアワー等を通して、各教員が答案を明示して評価の根拠を示すものとしている。成績不良者については、教務委員長とクラス担任が個々の学生に対して個別の注意勧告と指導を行っている。
- 期末試験は、2週間の試験期間を設け、各科目120分の試験時間をとり、厳格に筆記試験を実施している。学生に対しては、十分な試験準備ができるよう、1人1日2科目以下の受験となるよう、配慮している。

なお、単位修得に必要な点数に達しなかった者に対しての再試験は実施していない。また、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対しては、専修大学法科大学院試験規程第2条2項に基づき厳格な要件の下に追試験を実施している。追試験は、前期試験及び後期試験の問題とは別に問題を作成して行っている。

#### 参照資料

専修大学法科大学院試験規程第2条2項

次に掲げる事由により、前項第1号（前期試験）及び第2号（後期試験）に定める試験を受験できなかった者に対しては、その申し出により、その試験に代わる試験（追試験）を実施する。

- （1）天災その他の災害
- （2）二親等内の親族の危篤又は死亡

- (3) 受験を著しく困難とする一時的な疾病又は障害
- (4) 交通機関の事故
- (5) その他法科大学院長がやむを得ないと認めた事由

5. 成績分布に関するデータは、資料作成後、各教員に配布すると共に、学生に対しては、法律基本科目については掲示し、それ以外の科目については所定の手続きを経て個別的に閲覧できるようにしている。また、成績評価の基準については、各授業担当者が、成績結果に関する講評とともに掲示をし、或いは学生の要請に基づきオフィスアワーで説明するなど、学生に告知するための方策を講じた。
6. 本法科大学院においては、学則第35条（入学前の既修得単位等の認定）において、既修者として入学した学生を除いた学生が、その対象範囲となっている。現時点において本規定を適用する学生は出ていないが、その適用に際しては教務委員会で審議し、教授会で決定する手続きを経て厳格に行うことになっている。入学前の既修得単位は、当該修得科目の内容を審査した上で、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群の科目としてのみ認定することになっている。
7. 進級制は採用していないが、学習効果を考慮して、未修者、既修者共に特定の科目の履修について、その基礎となる科目の単位修得を条件とする以下の履修条件を課している。

[未修者]

- ①2年次の民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）を履修するためには、1年次の民法Ⅰ（財産法システムⅠ）及び民法Ⅱ（財産法システムⅡ）の単位を修得していること。
- ②2年次の民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）を履修するためには、1年次の民法Ⅰ（財産法システムⅠ）及び民法Ⅱ（財産法システムⅡ）の単位を修得していること。
- ③2年次の刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）を履修するためには、1年次の刑法Ⅰ（総論）の単位を修得していること。
- ④2年次の刑事法総合演習Ⅱ（刑法各論重点）を履修するためには、1年次の刑法Ⅱ（各論）の単位を修得していること。
- ⑤3年次の民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）を履修するためには、1年次の民法Ⅲ（事務管理・不当利得・不法行為）の単位を修得していること。
- ⑥3年次の民事実務演習及び刑事実務演習を履修するためには、1年次の必修30単位を修得していること。
- ⑦3年次の民事実務演習を履修するためには、2年次の民事法総合演習Ⅰ・Ⅲ・Ⅴと商法演習Ⅰ・Ⅱの計5科目中4科目の単位を修得していること。
- ⑧3年次の刑事実務演習を履修するためには、2年次の刑事法総合演習Ⅰ～Ⅲの3科目中2科目の単位を修得していること。

[既修者]

- ①3年次の民事実務演習を履修するためには、2年次の民事法総合演習Ⅰ・Ⅲ・Ⅴと商法演習Ⅰ・Ⅱの計5科目中4科目の単位を修得していること。
- ②3年次の刑事実務演習を履修するためには、2年次の刑事法総合演習Ⅰ～Ⅲの3科目中2科目の単位を修得していること。

さらに、各年次における年間履修上限単位を設定し、それを法科大学院要項に明記することによって、各年次における修得単位数によっては、結果的に標準修業年限での修了ができなくなることも周知されている。また、セメスター毎のGPAが2.00に満たない場合には、注意勧告をしており、3期連続してセメスターのGPAポイントが、2.00に満たない場合は退学勧告をすることとしている。

なお、進級制を採用していないことの理由の一つとして、上述の履修条件等により、実質的な進級制と同様の効果が得られることを前提とし、修了年次（3年次）で修了することができず、4年次になった場合、修了に必要な単位に不足している単位数が8単位以下の場合には、学費（授業料・施設費相当額）を半額に減免する措置を採用していることもあげられる。これにより、標準修業年限を超えて在学する学生にとっては、原級留置となる進級制と比較した際、経済的負担を軽減することができるようになっている。

#### 4-2 修了認定及びその要件

1. 本法科大学院では、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。この場合において、次に掲げる取扱いをしている。

- ア 教育上有益であるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- イ 法学未修者に限り、入学前に他の大学院または海外の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- ウ 法学既修者については、30単位を既に修得したものとみなし、2年以上在籍し、68単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。
2. 本法科大学院では、既修者は2年次に編入し、1年次の必修科目のうち30単位を履修したものとみなしている。平成20年度入学者における、それぞれの修得すべき単位の内訳は次のようになっている。

・未修者（修業年限3年）【平成20年度入学者】

ア 公法系科目	12 単位
イ 民事系科目	36 単位
ウ 刑事系科目	14 単位
エ 法律実務基礎科目	6 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

※アからカまでに定める単位数の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から14単位を修得しなければならない。

・既修者（修業年限2年）【平成20年度入学者】

ア 公法系科目	6 単位
イ 民事系科目	18 単位
ウ 刑事系科目	6 単位
エ 法律実務基礎科目	6 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

※アからカまでに定める単位数の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から14単位を修得しなければならない。

3. 法学未修者、法学既修者共に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から、計36単位以上を修得することとしているため、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得することとなる。

#### 4-3 法学既修者の認定

1. 法学既修者としての認定に当たっては、入学者選抜試験において法律科目試験を実施している。試験は、平成17年度以降の受験者に対しては、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目を実施し、さらに平成19年度からは、憲法・民法・刑法の合計点に基準点を設けることで、より厳格に行っている。その試験において、法学部卒業程度の学力を備えているかを厳格に判定し、十分にその学力があると思われる者を合格とするので、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の法律基本科目については基本的な学力を備えていることを前提として、1年次配当の必修科目の30単位の履修免除を認めるものとしている。

この法学既修者認定における、公平性・開放性・多様性の確保の観点による具体的なプロセスとしては以下の点があげられる。まず志願者を募集する段階では、全国からの志願者を求めるため、説明会も各地で行い、出身大学が専修大学に偏らないように心がけている。選抜に際しては、志願者の学歴、職歴、社会活動、資格等を客観的な基準で評価することとし（最高50点）、その評価項目は募集要項に明記している。以上の措置を通して、選抜過程において「開放性」と「多様性」が確保されるように工夫がなされている。また、書類審査に際しては、本学出身の受験者を有利に扱うことはなく、筆記試験においても匿名性が厳格に確保されているため、本学出身受験者と他大学出身受験生の「公平性」は保たれている。法学既修者としての認定を行うための法律科目試験と面接においても、法学部出身者を優遇する採点方法はとっていない。さらに、各科目の配点と出題内容は公表されており、この点においても公平さを図っている。

また、平成16年度受験者に対しては、民法を必修科目として、憲法、刑法、商法からいずれか1科目を選択する試験を実施したが、履修免除された各科目については、2年次において当該関連科目に関する多数の総合演習又は演習を必修科目として履修することを義務づけており、当該科目について法学既修者としての基礎学力（法学部卒業程度の学力）が予習段階から当然に要求され、授業担当者は、毎回の授業や課題等を通して、その科目について法学既修者としての学力が確実に習得・維持されていることを確認しつつ教育・指導し、厳格な成績評価体制をとった。

2. 財団法人日弁連法務研究財団が実施する「法学既修者試験」については、受験することが好ましいと公表している。したがって、既修者を選抜する際に、任意に提出された試験結果を、当該年度の平均点を参考にした独自の換算表に基づいて、科目ごとに一定レベル以上（具体的には各科目の年度における平均点以上）の得点者について点数を加点する方式を厳格に行っている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

本学の入学試験においては、大学での成績、社会経験、持っている資格など、書類審査において評価の対象となる項目は募集要項に明示しており、筆記試験の採点にあたっては、個人の識別ができないよう、厳重に管理して、公平性を図っている。

本学学部出身者についても、奨学金を特設する以外は、優遇をはかっていない。

### 改善を要する点

毎回、成績評価に際して、非常勤講師を含む全教員に対して得点分布の目安を配布し、評価の基準とするように依頼しているところである。受講者数の多寡（受講者1～2名の科目から数十名の科目まで）、科目の性格の多様性（必修・選択等の別、講義中心の科目・演習形式の科目・情報検索中心の科目等の違い）により科目間で一定の違いが生じることは避けられないが、できるだけ目安に近い分布になるように評価を依頼しており、平成20年度は、概ね、目安に従った分布となった。他方、より一層厳格な成績評価のために、成績評価基準の再設定及びその実施方法等について検討する必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 1. 実施体制

本法科大学院は、学部とは別に「FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を独自に設置している。構成員は法科大学院の専任教員とし、任期1年としている。

##### 2. 教員研修

(1) 最新の国内判例・外国（欧米）判例及び学説の新展開に関する研究会を開き、教育内容における「理論と実務の架け橋」を意識すること。

(2) 学内・学外の講師による講演会を開き、法科大学院における教育内容並びに方法や、海外における法曹養成制度について学ぶ。

##### 3. 授業評価等の実施

セメスターごとに、学生による授業改善アンケートを実施している。

##### 4. 履行状況

###### (1) 委員会の開催状況

[平成16年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H16. 5. 24)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H16. 6. 16)
	第3回	法科大学院FD委員会	(H16. 6. 23)
	第4回	法科大学院FD委員会	(H16. 9. 22)
	第5回	法科大学院FD委員会	(H16. 10. 5)
	第6回	法科大学院FD委員会	(H17. 1. 18)
	第7回	法科大学院FD委員会	(H17. 3. 23)
[平成17年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H17. 6. 17)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H17. 10. 19)
[平成18年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H18. 4. 13)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H18. 5. 19)
	第3回	法科大学院FD委員会	(H18. 10. 13)
[平成19年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H19. 4. 19)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H19. 6. 19)
	第3回	法科大学院FD委員会	(H19. 10. 3)
[平成20年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H20. 4. 9)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H20. 6. 18)
	第3回	法科大学院FD委員会	(H20. 10. 15)

###### (2) 学内研修会等

[平成16年度]

###### ① 開催日 平成16年 7月31日（土）

テーマ 『アメリカのロースクールの教育方法について』

講演者 ・ニューヨーク州弁護士 下平高志氏（旭化成総務センター法務室 主査）

「米国の司法試験・弁護士実務に直結しているか」

・ニューヨーク州弁護士 山本隆司氏（インフォテック法律事務所 弁護士）

「日本の法科大学院の参考になりうるか」

講演会終了後、後期授業に向け参考とするため教員懇談会を開催し、前期授業の感想、学生の授業態度・能力、教員側の配慮すべき事項等について率直な意見交換が行われた。

###### ② 開催日 平成17年 3月24日（木）

・テーマ 『獣医学系教育ITポータルサイトの開発について』

講演者 独立行政法人メディア教育開発センター研究開発部助教授 川端明美氏

・テーマ 『ルーヴァン及びブラッセルにおける知的財産の先端的教育』

講演者 ルーヴァン・カトリック大学教授，同知的財産研究所長 フランク・ゴッツェン氏

[平成17年度]

- ① 開催日 平成17年 7月23日 (土)  
 テーマ 『英国の法曹養成制度について』  
 講演者 一橋大学法学研究科 教授 杉浦保友氏  
 講演会終了後、前年同様今後の授業内容の改善に向けての教員懇談会を開催した。
- ② 開催日 平成17年12月 9日 (金)  
 テーマ 『知的財産法及び関連領域の教育方法と教材』  
 講演者 マックスプランク研究所 教授 アネッテ・クーア氏  
 カールスルーエ大学 教授 トマス・ドライヤー氏
- ③ 開催日 平成17年12月10日 (土)  
 テーマ 『知的財産法制の将来像』  
 講演者 マックスプランク研究所 教授 アネッテ・クーア氏  
 カールスルーエ大学 教授 トマス・ドライヤー氏
- ④ 開催日 平成18年 1月26日 (木)  
 テーマ 『欧州での弁理士、弁護士業』  
 講演者 欧州特許・商標弁理士 内田謙二氏
- ⑤ 開催日 平成18年 1月27日 (金)  
 テーマ 『知的財産に関する欧州での経験』  
 講演者 欧州特許・商標弁理士 内田謙二氏
- ⑥ 開催日 平成18年 2月23日 (木)  
 テーマ 『知的財産法及び関連領域の教育方法』  
 講演者 WIPO (世界知的所有権機関) 世界アカデミー・ディーン パジ・シンジェラ博士
- ⑦ 開催日 平成18年 2月24日 (金)  
 ・テーマ 『欧州における知的財産教育』  
 講演者 欧州特許庁 裁判官 クリストファー・ヒース博士  
 ・テーマ 『知的財産に関するWIPO (世界知的所有権機関) の教育法』  
 講演者 WIPO世界アカデミー・ディーン パジ・シンジェラ博士  
 ・テーマ 『アジア諸国に対する人材養成の支援』  
 講演者 伊東国際特許事務所 顧問・弁護士 辻 信吾氏

[平成18年度]

- ① 開催日 平成18年 7月29日 (土)  
 テーマ 『慶應義塾大学大学院法務研究科における教育方法の特徴と課題』  
 講演者 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 伊東研祐氏
- ② 開催日 平成18年12月16日 (土)  
 ・テーマ 『教員研究会 ～良永和隆教授の授業のビデオを参考にした  
 法科大学院における授業のあり方～』  
 ・テーマ 『知的財産に関するヨーロッパ及びドイツにおける最近の動き  
 ～著作権、著作隣接権を中心に』  
 講演者 マックスプランク知的財産・競争・税法研究所 ジルケ・フォン・レヴィンスキー博士
- ③ 開催日 平成18年12月18日 (月)  
 テーマ 『コロンビアロースクールにおける教育方法と教材』  
 講演者 コロンビア大学教授 ジェーン・ギンズバーグ氏
- ④ 開催日 平成18年12月20日 (水)  
 テーマ 『ニューヨーク大学における教育方法と教材』  
 ニューヨーク大学ロースクール教授 ロッシェル・ドレイフェス氏
- ⑤ 開催日 平成19年 3月 2日 (金)  
 テーマ 『知的財産法の映像教材に関する国際研究大会』

[平成19年度]

- ① 開催日 平成19年 7月28日 (土)  
 テーマ 『法科大学院の授業における映像教材の位置付け』  
 講演者 専修大学法務研究科教授 齊藤 博氏
- ② 開催日 平成19年11月21日 (水)

- 内容 『教員と学生の懇談会』FD委員会主催  
 [平成20年度]  
 ①□ 開催日 平成20年7月26日(土)  
 テーマ 『授業科目「要件事実」および「債権回収と債権保全」の授業方法について』  
 報告者 専修大学法務研究科教授 梶村寛道氏  
 専修大学法務研究科教授 宮岡孝之氏  
 ② 開催日 平成20年12月20日(土)  
 内容 『法科大学院における刑事法教育の現状と展望』  
 報告者 専修大学法務研究科教授 日高義博氏

(3) 学外の研修会への派遣

以下の研修会等の参加者は、その内容を教授会において報告している。

【法科大学院協会主催】

[平成16年度]

- ① 司法研修所による法科大学院教員研修プログラム  
 ・第1回 刑法(H16.4.26) 参加者:岩井宜子教授  
 ・第2回 刑法(H16.4.30) 参加者:岩井宜子教授  
 ・第3回 刑法(H16.5.16) 参加者:岩井宜子教授  
 ・第4回 民法(H16.6.9) 参加者:良永和隆教授  
 ・第5回 民法(H16.6.15) 参加者:良永和隆教授  
 ② シンポジウム法科大学院における教育の実際(H16.12.11 中央大学)  
 参加者:宮岡孝之教授

[平成17年度]

- ① 法科大学院における臨床系教育(H17.12.3 学術総合センター)  
 参加者:宮岡孝之教授

[平成18年度]

- ① 法科大学院の現状と評価(H18.6.10 京都リサーチパーク)  
 参加者:石村 修教授  
 ② 法科大学院の教育成果を検証する(H18.3.3 慶應義塾大学)  
 参加者:岩井宜子教授

[平成19年度]

- ①□ シンポジウム「法科大学院における成績評価と修了認定」(H19.6.9 中央大学)  
 参加者:石村 修教授、佐野裕志教授  
 ② シンポジウム「未修入学者教育方法の開拓」(H20.3.22 法政大学)  
 参加者:佐野裕志教授

[平成20年度]

- ①□民事系教員研修(H20.5.29 司法研修所)  
 参加者:宮岡孝之教授  
 ②□民事系教員研修(H20.8.22 司法研修所)  
 参加者:新山雄三教授  
 ③□法科大学院GPシンポジウム  
 「新たな法曹養成制度における法科大学院の在り方を考える」(H20.8.23 上智大学)  
 参加者:宮岡孝之教授  
 ④□シンポジウム「法科大学院の着実な発展のために何が必要か」(H20.12.6 早稲田大学)  
 参加者:石村 修教授  
 ⑤□法科大学院修了生の企業採用についてのシンポジウム(H21.1.28 中央大学)  
 参加者:梶村寛道教授  
 ⑥□法科大学院就職支援担当者会議(H21.3.13 立命館大学)  
 参加者:梶村寛道教授

【日本弁護士連合会主催】

[平成16年度]

- ① 第3回クリニック研究会 (H16. 6. 30 國學院大學)  
参加者：宮岡孝之教授
- ② 刑事訴訟実務に関する意見交換 (H16. 7. 15 弁護士会館)  
参加者：高木徹教授、山本和昭教授
- ③ 新司法試験サンプル問題検討シンポジウム (H17. 1. 15 日本教育会館)  
参加者：石村 修教授、岩井宜子教授、宮岡孝之教授

[平成18年度]

- ① 新司法試験シンポジウム (H18. 10. 28 弁護士会館)  
参加者：梶村寛道教授、晴山一穂教授

[平成19年度]

- ① 日弁連主催新規登録弁護士研修 (H19. 9. 5 弁護士会館)  
参加者：齊藤 博教授
- ② 日弁連主催新規登録弁護士研修 (H19. 12. 20 弁護士会館)  
参加者：新山雄三教授
- ③ 法科大学院実務家教員研究交流集会 (H20. 3. 22 弁護士会館)  
参加者：高木 徹教授、梶村寛道教授

[平成20年度]

- ① ローヤリング科目の教え方についての研修会 (H20. 11. 15 日本弁護士連合会)  
参加者：梶村寛道教授
- ② 新司法試験についての基調報告 (H20. 11. 1 全国町村会館ホール)  
参加者：梶村寛道教授、福田竜也職員

#### 【その他】

[平成16年度]

- ① 法科大学院教育と新司法試験シンポジウム (H17. 3. 12 早稲田大学)  
参加者：晴山一穂教授、宮岡孝之教授

[平成17年度]

- ① 新司法試験科目別シンポジウム (H17. 7. 2 明治大学リバティタワー)  
参加者：宮岡孝之教授
- ② 法科大学院における労働法教育の実践と課題 (H17. 9. 3 弁護士会館)  
参加者：渡辺章教授
- ③ 法科大学院公法系実務教育シンポジウム (H17. 11. 19 日本青年館)  
参加者：石村 修教授、晴山一穂教授、古川 純教授、内藤光博兼担教員
- ④ 新司法試験のあり方を考える (H17. 12. 10 早稲田大学)  
参加者：梶村寛道教授
- ⑤ 法科大学院における民法教育及び民事訴訟法教育のあり方 (H18. 3. 4 創価大学)  
参加者：梶村寛道教授
- ⑥ 法科大学院におけるローヤリング科目に関する意見交換会 (H18. 3. 18 弁護士会館)  
参加者：宮岡孝之教授

[平成18年度]

- ① 法科大学院教育における民法教育と要件事実の教育のあり方 (H18. 11. 25 創価大学)  
参加者：梶村寛道教授

[平成19年度] なし

[平成20年度]

- ① 東京大学法科大学院・神戸大学法科大学院共同 (H21. 3. 20 ホテルセントノーム京都)  
「法科大学院におけるコア・カリキュラム (共同的到達目標)」  
参加者：晴山一穂教授
- ② 岡山・香川・島根法科大学院共同 (H21. 3. 21 岡山大学)  
シンポジウム「地方法科大学院における教育連携のあり方」  
参加者：佐野裕志教授

(4) 授業評価については、学生による授業改善アンケート調査を前期・後期の学期末に各々1回実施



した。この調査は、平成16年度は18項目（オムニバス科目は19項目）、同17・18年度は20項目（オムニバス科目は21項目）について、各項目5段階評価で評点を付けてもらうとともに、自由記載欄に学生の自由な意見を述べてもらった。総合評価では「5」点満点で「4」点台の一応の合格点を得た。

FD委員会は、このアンケート調査結果を基に、改善すべきと思われる事項について報告書を作成し、これを教授会に報告するとともに全教員に配付した。各教員には、この報告書の外に全体のアンケート集計結果表、当該教員の担当科目のアンケート集計結果表並びに当該教員に関する自由記載欄に記載された学生の意見を送付した。

学生には、16年度前期のアンケート結果については、全体の集計結果、既修者、未修者毎の集計結果を報告したが、学生からもう少し詳しい報告をして欲しいとの要望があったことから、16年度の後期のアンケートに関しては、上記の外に、FD委員会が教授会に報告した上記報告書の要旨についても報告した。また17年度前期のアンケートからは、それまで掲示板に掲示して報告していたのみであったことを改め、16年度後期で報告したものと同様の事項について、文書を作成し、これを全学生に配布して報告した。

この授業改善アンケートを行ったことにより、最初のアンケートで改善を指摘された事項（アンケート評価3以下若しくは自由記載欄による指摘）について、以後の調査で再度指摘されることはなくなったこと、オムニバス科目で担当教員間の連絡の悪さ（同一事項の重複講義など）や同一科目を複数教員が担当している場合の講義内容のバラツキ等の指摘があったことから、担当教員間の打合せが密になされるようになるなど具体的な改善例が認められる。

また、平成18年度前期のアンケートから、最終講義（第15講）か第14講の講義時間を10～15分短縮し、授業担当者はアンケート用紙を教室で配布後退室し、授業終了時間に法科大学院事務課職員が教室で回収する方法を採用した。アンケート用紙の自由記載欄については、匿名性を確保するため学生自らがプリントアウトしたものを後日回収していた。しかしながらアンケート実施後、直ちに定期試験が始まることもあり、回収されたものは必ずしも多いとは言えない状況であった（指摘を受けた事項で改善可能な点は速やかに改善してきたこともあるが）。そこで20年度より、手書きでの提出でもよいことにし、記載された事項はすべて法科大学院事務課でパソコンに入力することとした。FD委員会での検討や各教員への配布はすべてプリントアウトしたものを利用することによって、従来通りの匿名性は確保されている。このことによりアンケート実施日に多くの意見が記載されるようになり、今まで以上に学生の意見・要望等を収集することが可能となった。その結果、平成17年度後期の回収率29.6%から大幅に改善され、以後も80%を超える高い回収率を維持している。

## 5. 実務家教員の研修等の実施体制

FD委員会により、学内研修会及び学外研修会実施を、各教員に通知し直接の参加を促すとともに、学外研修会については、参加者により、その研修内容を教授会に報告させている。

## 6. 教員研修

### (1) 学外の研修機関における研修課程

研究者教員が「理論と実務の架け橋」となる教育を実践するにあたって必要な諸条件を体験的に学ぶ、弁護士会が計画する教員の実務研修や特定の弁護士事務所の協力による実務研修に教員を参加させている。

### (2) 大学・大学院教育の経験のない実務家教員を含む授業方法研究

現在のところ、学内における研修会後、教員による懇親会を開催し、授業方法等について、自由に発言・検討する機会を設け、他の教員の授業方法に関する工夫を知る機会を与え、相互に参考にしている。また、特定科目の授業について、ビデオ撮影をして、それを、閲覧し参考にすることを実施している。

## 7. 履行状況

「(3) 学外の研修会への派遣」欄記載のとおり、司法研修所、日本弁護士連合会の研修プログラムに教員を派遣した。

FD委員会において教員研修の具体的方法について検討中である。なお、実務家教員の多くは司法研修所、大学等での教育経験があり、実務家教員に対し緊急に研修を実施しなければならない必要性は認められない。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

学生授業アンケートについては、必要項目を検討し、また自由記載欄を設け、学生からの要望を広く収集している。また、各項目に対する回答の関係等も分析し、報告している。これにより、実際に授業改善の効果が出ている。

### 改善を要する点

1. 平成18年度以降、複数の授業をビデオ撮影し、教員研究会で検討する機会を設けているが、平成21年度も引き続き開催する予定を立てており、各教員の教育方法の改善を進めていく。
2. 18年度から導入されたクラス担任全員による全学生への面談を、20年度においても引き続き実施し、この面談で得られた学生からの要望等などは、教授会・教員懇談会で取り上げ、内容に応じて関連する委員会や関係部署で対応してきている。また、21年度以降については、面談についても共通の質問項目を予め用意して望むことにした。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 1. アドミッション・ポリシーと入試委員会

本法科大学院は入学者選抜に際して「公平性・開放性・多様性の原則」を遵守し、多様な可能性をもった人材に対して法曹教育に特化した実践的教育を行い、人間性豊かな質の高い法曹を社会に送り出すため、社会の多様な層から広く人材を求めることにしている。入学者受入の方針として、さらに、専修大学法科大学院の設立目的を理解してもらい、その理念に賛同した志願者を受け入れることを目標としている。

本法科大学院は、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいべき法曹を養成すること」を教育上の理念とし、これに専修大学全体が目指している「社会知性の開発」を重ねて、教育を行っていく際の重要な指針と考えている。教育を行うにあたって、そのプロセスの中で大学の理念を理解してもらい、教育課程を経た後もこの培った理念を忘れずに実践していくことが期待される。こうした教育理念があることを事前に理解してもらい、社会知性習得のための視点も同時に理解してもらうことになる。本法科大学院では、そのためにカリキュラムの中では、できるだけ法学知識の基底にある「基本的な科目」を多く修得できるような配慮をなし、もって自己で問題を解決できる資質を養成することに力を注いでいる。また、プロフェッショナルの法律家として、「議論できる力」を育成できるように心がけている。その点は、法律家の本質に不可欠な要素として、「議論による問題解決能力」をもつ法律家像を考えているからであり、法の解釈の意義を明確に理解してもらうことが、法科大学院教育に課せられた使命と考えるからである。こうした資質をもつ法律家を育てるためには、個々人の能力を尊重し、その能力を引き出す教育環境が必要となってくる。教師の役割は単なる知識の押し付けではなく、相互論議によって問題に接近し、これへの正しい解決方法を求める方法の習得を心がけることになる。教育は知識の伝達と継承作業ではあるが、それ以上に、真理の探究に当たる科学者としての態度を身につけてもらうことでもある。こうした教育理念を内容としたアドミッション・ポリシーを明確にした上で、これに相応しい入学者選抜の実行がこれまで試みられてきたといえよう。

この方針を実行するために、本法科大学院には、「法科大学院入試広報委員会」（以下、入試委員会とする）が設けられ、委員長以下合計7名の専任教員によって構成され、入学者受け入れに係わる業務全体を請け負っている。同委員会は、広報活動から入試業務までを適切に運営し、法科大学院を円滑に機能させるための循環機能を果たしている。したがって、同委員会の主要な業務内容は、アドミッション・ポリシーを具体的に実行することにある。この具体的な業務とは、当該年度の入学試験に係わる基本方針の決定に始まって、この基準に基づく入学試験の具体的な作業、これに係わる各種の広報業務を行なうことになる。この業務は当該「入試委員会」単独で行なえるものではなく事務当局の援助を受けて実行されるが、最終決定権は「法科大学院教授会」にあり、必要に応じて学長、法学研究科長、法学部長、法科大学院長との「法科大学院運営委員会」の判断も徴している。したがって、入学者の適性及びその能力を評価し、2年以上の期間を本法科大学院で学ぶ姿勢があるかどうかの認定を行なう作業が、当該委員会に課せられた最も重要な業務ということになる。

##### 2. アドミッション・ポリシーの公表

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、入試説明会や大学のホームページ等において繰り返し説明してきたことであり、その具体化に関する資料は、とくに各年度作成される「学生募集要項」等において示し、これを無料にて資料請求者には配布してきた。入学ガイドには、まず学長、法科大学院長によって、本法科大学院の理念が示され、これを受けてガイドの中程において「法科大学院入学者選抜について」の概要が示されている。また、法科大学院学生募集要項には、「Ⅰ募集する研究科と出願資格 Ⅱ出願に関すること Ⅲ選考に関すること Ⅳ合格発表と入学手続 Ⅴ奨学生制度 Ⅵ専修大学教育ローン」が詳しく示されている。

##### 3. 入学試験

上記したアドミッション・ポリシーに基づき、募集する人員を、年度ごとに法学未修者18人程度、法学既修者42人程度とし、それぞれ別個の試験を課して選抜することとしている（平成20年度から、法学未修者20人程度、法学既修者40人程度に変更）。具体的には、法学未修者に対し

ては、小論文及び面接を課して、法学の知識ではなく、一般的教養の組み立て、あるいは理論の構築能力等を質し、各自の経歴を加味した上での総合判定をしている。また、法学既修者については、既修者認定をするために必要な法律科目の筆記試験と面接を実施しているが、筆記試験においては、主に、既修者認定をするための基礎知識を有するか否かの判定をし、面接試験においては、質疑応答を通じて、その基礎知識による立論、反論等の能力を判定し、将来の法律家として相応しい資質を有しているか否かが検証される。なお、法学未修者は、「3年制でまだ法律学の基礎的な学識を有しない者」とし、法学既修者は、「2年制で法律学の基礎的な学識を有すると認められた者」、という定義で募集している。未修・既修のいずれを受験するかは志願者自身が決定することとしている。ただし、両者の併願も認めている。しかし、既修者となるためには、その資格を十分に満たすことが必要であり、その点の判断は、慎重に審査することとしている。以下述べるように、これまで安易な既修者認定とならないようにするための配慮をしてきた。また受験資格として大学卒業（予定を含む）とするだけで出身学部を問わないこととし、まず受験資格の点で、公平性・開放性・多様性が確保されるように配慮されている。ただし、飛び入学を希望する者に限って、法学未修者枠への出願となる。

これまでの本法科大学院の入学試験結果状況は以下のとおりである。

平成 16 年度

	未 修 者	既 修 者
募集人数	18 人	42 人
志願者数	577 人	629 人
合格者数	26 人	75 人
入学者数	18 人	58 人

平成 17 年度

	未 修 者			既 修 者		
	第一期	第二期	合 計	第一期	第二期	合 計
募集人数	12 人	6 人	18 人	30 人	12 人	42 人
志願者数	248 人	46 人	294 人	265 人	55 人	320 人
合格者数	19 人	18 人	37 人	33 人	23 人	56 人
入学者数	8 人	14 人	22 人	11 人	20 人	31 人

平成 18 年度

	未 修 者			既 修 者
	第一期	第二期	合 計	第一期
募集人数	10 人	8 人	18 人	42 人
志願者数	125 人	95 人	220 人	266 人
合格者数	20 人	10 人	30 人	85 人
入学者数	11 人	9 人	20 人	43 人

平成 19 年度

	未 修 者			既 修 者
	第一期	第二期	合 計	第一期
募集人数	10 人	8 人	18 人	42 人
志願者数	126 人	67 人	193 人	273 人
合格者数	24 人	5 人	29 人	67 人
入学者数	20 人	5 人	25 人	36 人

平成 20 年度

	未 修 者	既 修 者
募集人数	20 人程度	40 人程度
志願者数	329 人	295 人
合格者数	32 人	65 人
入学者数	15 人	46 人

過去 5 回の入学試験は、かなり異なった試験日程等が影響して、それぞれ異にした結果を示している。過去 5 回の経験しかないために、この数値からだけでは一般的な傾向を見出すことは困

難なことになるが、総じて本法科大学院の教育理念が理解されて、比較的多くの志願者があったことが評価されてよい。とくに平成16年度は認可が遅れた関係で試験日もかなり遅く2月に行われたが、それでも多くの志願者を得ることができた。平成17年度および平成18年度以降は、試験日程を志願者の希望を受け入れる形で9月と2月の二回に分けて行なった。ただし、平成18年度における第二期の試験は、未修者のみについて行われている。その結果、ほぼ募集人数に応じた形での志願者があった。合格者数と入学数との比較を単純に言えば、第二期の方がその割合は高くなっている。過去の経験からして、早期での合格判定は、最終的な入学者を決定するには困難な要素をもっていることがわかる。

過去5年度とも単純に未修者と既修者との志願者を比較すれば、対募集人数からして未修者への出願がより多くあったことになる。

なお、平成20年度からは第二期を廃止した。

#### 4. 多様な志願者の確保

多様な志願者を確保するために、特別な優先枠の制度は一切設けていない。とくに、専修大学出身者を優遇するような形での試験制度はとっておらず、広報活動も公平になされている。試験問題と各試験科目の出題者は秘密事項とされ、さらに、法科大学院内に設けられた委員会によって出題内容の確認を行っている。

まず志願の際に、入学選抜用志願書（パーソナル・データ）を提出してもらい、これに基づいて志願者のキャリアを評価することとしているが、その結果によって、優先枠を作り出すという効果をもたらすものではない。

専修大学出身者の過去の志願状況をデータとして示すと以下の通りである。平成16年度{99人（未修者39人、既修者60人）}、平成17年度{61人（未修者23人、既修者38人）}、平成18年度{60人（未修者28人、既修者32人）}、平成19年度{70人（未修者38人、既修者32人）}、平成20年度{80人（未修者39人、既修者41人）}、全体の志願者との比較でいえば、平成16年度は約8.2%、平成17年度は約9.9%、平成18年度は約12.3%、平成19年度は約15.0%、平成20年度は約12.8%と年々増加傾向にある。ちなみに、志願者の出身大学は、早稲田大学、中央大学、慶応義塾大学、明治大学といった首都圏の大学出身が多いが、その他全国からの志願者もあり、全国展開型の法科大学院といえよう。

#### 5. 寄付金の募集

専修大学では、創立130年記念事業資金（寄付金）の募集を広く関係方面にお願いしているが、募集時期については入学後の4月とし、任意としている。入学以前には、募集のお知らせにとどめている。

#### 6. 募集方法

本法科大学院は、募集を法学未修者（3年制）と法学既修者（2年制）に分けており、別個の選考方法をとっている。すべての志願者に適性試験を事前に受けることを求め、大学入試センターないし日弁連法務研究財団が実施するもののいずれかの結果を提出することになるが、この点数のみで志願者を事前に選考するものではない。なお、適性試験は、大学入試センターの点を基準とし、法務研究財団の成績は対応表によった。

法学未修者は、「適性試験、出願書類、小論文試験」によって第一次選抜を行い、その後第一次合格者についてのみ面接を行い、以上を総合的に判断して合格者を決定している。出願書類の内、入学選抜用志願書によって志願者のキャリア等を評価し、さらに志望理由書によって志望動機を評価している。さらに、適性試験および本学が独自に出題した小論文試験および面接によって、志願者の判断力、思考力、分析力、表現力を客観的に評価することになる。なお、これらの試験の配点については、毎年志願者には事前に公表してある。

法学既修者は、「適性試験、出願書類、筆記試験（法律科目試験）」によって第一次選抜を行い、その後第一次合格者についてのみ面接を行い、以上を総合的に判断して合格者を決定している。出願書類をもって志願者の志望動機を評価する点は、法学未修者と同様である。さらに法学既修者には、法学既修者として認定される法律学の学力があることを証明されなければならない。そのため平成16年度は、「民法」を必修とし、「憲法」、「刑法」及び「商法」のいずれか1科目を選択させて法律科目の筆記試験を行い、さらに法律科目に関する事項を専門が異なる専任教員2人による面接を行い、既修者としての実力が有するか、否かを確認するよう努めた。平成17年度は、「憲法」、「民事法」（民法・商法・民事訴訟法）、「刑事法」（刑法・刑事訴訟法）という3区分に分けた形で専門科目の試験を実施した。平成18年度についても平成17年度と同様の3区分で実

施したが、「憲法」及び「刑法」の配点を各々20点アップした。平成19年度は、民法と小論文の試験時間をそれぞれ長くし、さらに、既修者認定を厳格にするために憲法・民法・刑法科目に基準点を設けた。面接の方法は平成16年度と同様である。この専門科目試験の配点についても、事前に志願者に公表してあるが、とくに、民法科目を重視している点が本法科大学院の特色である。その他、日弁連法務研究財団が行う、法科大学院既修者試験の成績証明書の提出を任意に求め、成績の優秀なものについてのみ、出願書類の中で評価することとしている。なお、未修者の小論文試験についても、平成20年度から基準点を設けた。

7. 出願書類

出願書類において、以下の提出を求めた。「1 入学者選抜用志願書（パーソナル・データ）、2 志望理由書、3 大学卒業（見込）証明書、4 成績証明書、5 適性試験成績、6 受験票、7 各種取得資格・検定試験等の証明資料」の7点である。以上の内で、1～6までは必須の書類であり、7は任意の書類である。適性試験を除く、1～7の内容を入試担当委員が評価し、最大で50点に各項目を加算することとしている。したがって、志願者のもつさまざまなキャリアが評価の対象とされることとなり、多様な学識だけでなく、社会経験や課外活動も評価の対象とされたことになる。また、この出願書類に依拠して面接が行われ、出願書類の内容が確認され、これが面接点にも反映されることとなっている。

法学未修の枠の志願者にとっては、出願書類に高い比重をもって評価されることになる。

8. 入学者の多様性の確保

入学者の多様性を確保するために、入学者の内他学部出身者または社会人が、法学未修者・既修者を問わずに入学者の3割程度になることを目標とし、この点をパンフレットにも表記してきた。なお、社会人とは、「大学の学部を卒業した後、3年以上経た者。ただし、主として昼間に教育が行われる大学の学部で学士入学した期間を除く。」を原則としてきた。

9. 社会人出身者の割合

		他学部出身	法学部出身	合計	社会人比率
平成16入学	未修者	10人(9人)	8人(5人)	18人(14人)	77.8%
	既修者	7人(4人)	51人(29人)	58人(33人)	56.9%
平成17入学	未修者	10人(7人)	12人(6人)	22人(13人)	59.1%
	既修者	0人(0人)	31人(9人)	31人(9人)	29.0%
平成18入学	未修者	8人(3人)	12人(2人)	20人(5人)	25.0%
	既修者	12人(9人)	31人(16人)	43人(25人)	58.1%
平成19入学	未修者	2人(0人)	23人(5人)	25人(5人)	20.0%
	既修者	6人(6人)	30人(19人)	36人(25人)	69.4%
平成20入学	未修者	4人(1人)	11人(3人)	15人(4人)	26.7%
	既修者	5人(2人)	41人(25人)	46人(27人)	58.7%
合計		64人(41人)	250人(119人)	314人(160人)	51.0%

( )内は社会人出身者数で内数

\*社会人とは、大学の学部を卒業後、3年以上を経た者とした関係で、他の項目の人数と重なっている。既修者についても、社会人の割合は高いが、他学部出身者は少ないという結果がでた。

10. 社会人割合への是正

統計からしても、これまでの入学者全体の社会人比率は51.0%となっている。入学者選抜において、社会人にも公平な対応をしてきたことの結果と思われる。

6-2 収容定員と在籍者数

1. 年度ごとの収容定員と在籍者数は下表のとおりである。

平成17年度

(H17.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生		合計	
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	18人	23人	60人	16人	60人	56人	138人	39人
既修者				32人				
合計	18人	23人	60人	48人	60人	56人	138人	127人

平成18年度

(H18.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生～		合 計	
	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数
未修者	18人	25人	60人	15人	60人	16人	138人	56人
既修者				43人		33人		76人
合 計	18人	25人	60人	58人	60人	49人	138人	132人

平成19年度

(H19.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生～		合 計	
	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数
未修者	18人	28人	60人	22人	60人	17人	138人	67人
既修者				36人		45人		81人
合 計	18人	28人	60人	58人	60人	62人	138人	148人

平成20年度

(H20.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生～		合 計	
	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数	定 員	在籍者数
未修者	20人	17人	58人	22人	60人	21人	138人	60人
既修者				47人		37人		84人
合 計	20人	17人	58人	69人	60人	58人	138人	144人

## 2. 収容人数と在籍者の関係

学則上の収容定員は180人(60人×3)であるが、在学期間の短縮を認めている既修者の入学定員40人を考慮すると、実質的な収容定員は140人(20人+60人+60人)となる。なお、平成19年度までは、実質的な収容定員は138人(18人+60人+60人)であった。

入学者受入は、年度ごとに慎重に審査して決定してきた。平成16年度は、初年度ということもあり、入学定員60人に対して、入学手続者は81人であった。しかし、その後入学辞退により入学者数は安定してきている。平成17年度においても同様の傾向が見られ、定員60人に対し、入学手続者は76人であったが、その後入学者は減少している。平成18年度以降は、ある程度入学者実数を確かなものとするために、繰上げ合格の制度を設け、これによって入学定員と在籍者数の差異を少なくする工夫がなされている。しかし、こうした差異が生ずる状況は、予測できない理由によって発生するものであり、ある程度はやむを得ないものと考えている。

また、入学後、様々な理由により退学・休学する者がでるため、入学者と在籍者の数を合わせることはなかなか難しい状況も考慮しなければならない。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

入試委員会による入試方法の策定、実行、そして見直しというプロセスを通じて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーが社会に認められ、かつ「公平性、開放性、多様性」が確保されてきた。

1. 入学選考においては、法科大学院という特性を十分に考慮した上で、将来の法律専門家を育てるために、その資質をもった志願者を集めることが重要である。そのためには広報活動にも十分に配慮し、年間を通じて各種の機会を求めて、本法科大学院を理解してもらうように努力してきた。
2. 志願者および在籍者の数字とその内訳を説明してきたように、志願者の数だけではなく、社会人の各層からの志願者があり、さらに、全国の他大学からの志願者を得ることができた。多様な志願者と在籍者を得たことは、法科大学院の設置趣旨に相応するものである。在籍者の過去の主な職歴を見ても、公務員、税理士、会社員、各種事務所職員、といった具合に多様である。
3. 入学者の平均年齢(4月1日現在)は、平成16年度(未修者31.7歳、既修者28.8歳)、平成17年度(未修者29.0歳、既修者25.3歳)、平成18年度(未修者26.1歳、既修者28.6歳)、平成19年度(未修者24.7歳、既修者29.1歳)、平成20年度(未修者25.6歳、既修者30.0歳)であり、特に未修者については着実に若くなってきている。

4. 入学志望者数と合格者数から見て、入学試験における競争性は確保されている。

**改善を要する点**

過去の入試に関しては、入試方法を発展的に変えてきたが、平成19年度の入試はほぼ前年度の入試方法を用いた。このことは入試方法の固定化がなされたことを意味し、受験者に対しても、「周知された入試」という感覚をもたらす効果が出てきたものと思われる。つまり、9月末に実施される未修・既修に分けて行われる本学の入試方法は、基本はこの時期に自己の選択に基づく「未修・既修」の別個の入試がなされるものであり、その趣旨を受験生に周知することができたものと考えられる。また日程や受験料で受験しやすくすることによって、その選択の誤りからくるリスクを、これまでの制度改革によって救済することもできたと思われる。ただし、面接日が他大学と重なることによって生ずる欠席者を、なんとか少なくする方法を考えなければならない点は、残されている。

平成20年度は定員を、未修者を18名から20名へ、既修者を42名から40名へと変えた。これは、受験者に比例した形での定員の変更であったが、試験の結果、最終的に入学した者は、未修者15名、既修者46名であり、総定員は確保できた(61名)が、想定した未修・既修の数には結果的にはならなかった。未修者の合格者の決定方法についての一層の工夫が必要と思われる。

広報活動についてはほぼ前年と変わらなかったが、若干であるが関西地区や名古屋地区からの受験者を増やすことができた。春に法科大学院協会を母体として行われる新聞広告に参加できることとなった効果が、今後、期待される。また、学内での説明会も日程等を具体的に予め決定したうえ、繰り返して行うことが必要であろう。



## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学生支援

##### 1. 入学前の説明会・導入授業について

入学予定者に対しては、既修者及び未修者を区分して入学前説明会を開催している。未修者に対しては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目の各授業担当者が入学時まで、履修科目の関連で必要とする教科書等の予習や、その科目の特性や勉強方法について説明し、既修者に対しては、各科目の指定基本書を伝えるとともに、履修にあたって必要な予習事項を指示している。

導入授業は、その目的として、法学未修者が入学後の授業にスムーズに適応できるようにするため、原則として未修者を対象とした内容で行っている。ただし、既修者の学生でも、参加したい場合には、それを認めている。導入授業科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目について、実施している。

また、平成21年1月10日(土)には、入学予定者に対して、院長による講演「テーマ：法律家の意味と役割」と法科大学院専任教員を交えての懇談会を実施した。

##### 2. 新入生ガイダンスについて

入学生に対しては、入学予定者説明会に引き続き本法科大学院における教育理念・教育目的を院長から時間を十分かけて説明している。

未修者、既修者共に、教務委員長から法科大学院要項に基づいて、カリキュラムの内容やセメスターにおいて履修しなければならない科目等について説明している。また、特に既修者に対しては、実務教育と理論教育との関連性、及び質疑応答方式による授業・課題の実施等が、本法科大学院の目的である議論による問題解決能力をつけるための趣旨であることを説明している。

##### 3. 履修指導について

本学では、カリキュラムにおいて、法律基本科目ばかりでなく、それぞれが将来専門的に取り扱おうとしている分野に必要な展開・先端科目として、様々な科目を設けている。例えば、前述した履修モデルのコミュニティーサービス(環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ、消費者保護法、社会保障法、保険法、地方自治法、国際人権法、医事法など)、企業法務(企業統治法、企業組織再編法、企業会計法、金融商品取引法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ、など)、知的財産(知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法Ⅲ、知的財産法Ⅳなど)、渉外法務(国際経済法、国際取引法、国際私法、国際民事紛争解決、環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ、保険法など)等である。法律基本科目の他に、自ら興味を抱き将来の目標にしようとする分野の科目につき、事前にその指針を示し、履修の際に、カリキュラムイメージを十分に持てるように説明したうえ、将来の進むべき専門分野に必要な科目を履修するよう勧めている。

具体的には、法学未修者・既修者に対する履修指導として、各セメスター開始時には、教務委員長が科目履修についてのガイダンスを行い、年度当初には、クラス担任が学生からの相談に応じる機会を設けている。

##### 4. オフィスアワーについて

オフィスアワーの一覧表は新学期のガイダンスの時に担当者、曜日、時間、開催場所及びメールアドレスを記載して配付している。

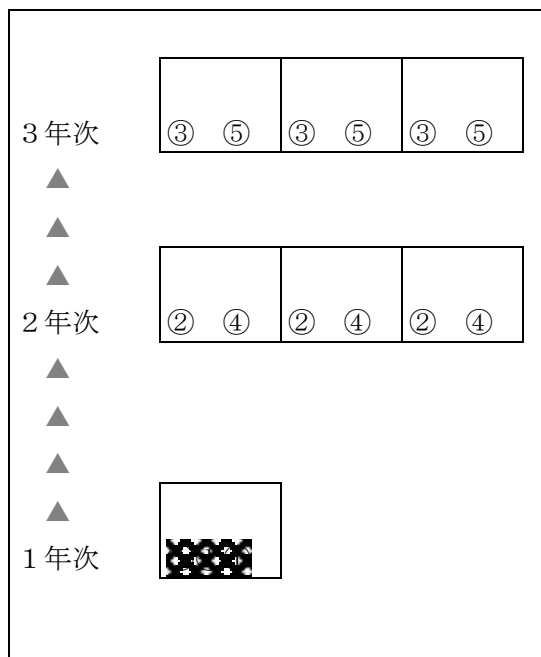
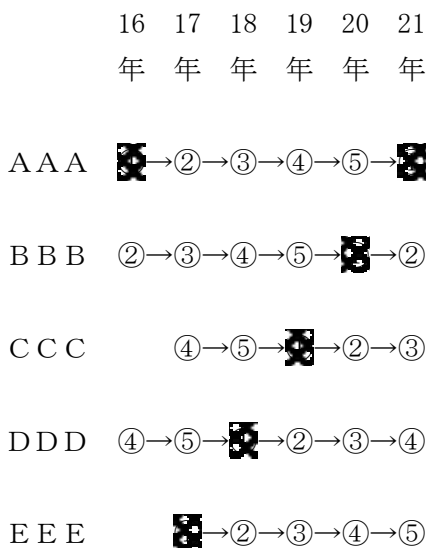
オフィスアワーにおいては、学習内容に限らず個々の学習環境についても質問を受けるため、その予約方法は、電子メールを使用して秘密を確保している。

このオフィスアワーは、通常専任教員研究室又は共同研究室(兼任・兼任教員用)で行われている。本学ではこのオフィスアワーを想定して本学の他研究室よりも広い面積を確保している。なお、オフィスアワーで各教員に相談されるさまざまな事柄については、その担当者が教務委員会や教授会で守秘義務に反しない範囲で報告し、討論を行い、学生の要望を早期に具体的な形で把握できるようになっている。

##### 5. クラス担任制について

未修者のクラスについては、3名のクラス担任がいる。これは、未修者が2年次になった際に、3クラスに分かれることから、2年次の各クラスの中に一人ずつ未修者から持ち上がった教員がいることが学習指導上望ましいと考えたからである。1クラスは20名程度の単位としている。具

体的ローテーションについては、次図のとおりである。



(備 考)

- ・専任教員 15 名がクラス担任となる。
- ・複数担任制をとり、1 年次のクラス担任は 3 名、2・3 年次の担任は各クラス 2 名とする。  
1 年次のクラス担任を 3 名にするのは、2 年次で 3 クラスに振り分けられた法学未修者を 1 年次の担任が受け持つためである。
- ・担任をもつ教員は、3 名ずつ 5 組 (A～E) に分かれ、5 年に 1 度 1 年次クラスの担任となる。
- ・1 年次クラスを担当した教員 3 名 (①) は、翌年は 3 クラスに分かれて 2 年次の担任 (②) となる。
- ・2 年次のクラス担任 (②④) は、そのまま持ち上がり、翌年は 3 年次の同じクラスの担任となる (③⑤)。
- ・3 年次のクラス担任のうち、前々年に 1 年次を担当した者 (③) は翌年は 2 年次の担任となり (④)、前々年に 3 年次を担当した者 (⑤) は翌年は 1 年次の担任となる (①)。

このクラスを単位として多くの必修科目が展開されていることもあり、クラス内の親交がはかれ、担任を囲んでの懇親会等も開催されている。このことが学生にとって相談し易い環境となっている。相談の内容によっては、クラス担任を通して教務委員会及び教授会等で議論される。

## 7-2 生活支援等

1. 奨学金は、学内奨学金、学外奨学金に分けることができる。

(1) 学内奨学金としては、学術奨励奨学生と経済支援奨学生に分類される。

①学術奨励奨学生は、次の通りである。

ア. 新入生学術奨励奨学生は、本法科大学院の入学試験の成績上位者で、2 年制 (既修者) 及び 3 年制 (未修者) の合格者の 20% 程度を採用予定人数とし、入学金、授業料及び施設費相当額を 2 年間奨学金として支給するものである。

イ. 特別学術奨励奨学生は、本学卒業生の本法科大学院合格者のうち新入生学術奨励奨学生に次ぐ成績優秀者を対象とし、2 年制 (既修者) 及び 3 年制 (未修者) における若干名を採用予定人数として、授業料の 2 分の 1 相当額を 2 年間奨学金として支給するものである。なお、入学後の成績が不良な者に対しては、担当委員が注意をしたうえで改善されない場合には、次年度の奨学金の支給を停止している。

【参照】

採用年度	新入生学術奨励 奨学生採用者数			特別学術奨励 奨学生採用者数			合計
	1年次	2年次	小計	1年次	2年次	小計	
平成16年度	4	17	21	0	2	2	23
平成17年度	3	3	6	0	1	1	7
平成18年度	2	14	16	1	2	3	19
平成19年度	4	11	15	1	1	2	17
平成20年度	3	8	11	2	3	5	16

②経済支援奨学生は、次の通りである。

- ア. 利子補給奨学生は、修学の継続を教育ローンに頼らざるを得ない学生に対して、在学期間中の毎年度の金利負担分を奨学金として支給するものである。
- イ. 家計急変奨学生は、家計支持者の死亡またはリストラ、倒産、長期療養などの経済的理由により修学の継続が困難な者に対して、授業料の25%相当額を採用時に支給するものである。
- ウ. 災害見舞奨学生は、火災、風水害、地震などに被災した者に対して、20万円を上限として支給するものである。

【参照】

採用年度	利子補給 奨学生採用者数				教育ローン大学保証 奨学生採用者数※				家計急変 奨学生採用者数				災害見舞 奨学生採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	
平成16年度	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
平成19年度	0	0	0	0	/	/	/	/	0	1	0	1	0	0	1	1	2
平成20年度	0	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※教育ローン大学保証奨学生制度は平成19年度から廃止

(2) 学外奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与奨学金である第一種奨学金、有利子貸与奨学金である第二種奨学金が中心となっている。また、定期採用の他に平成21年度入学生より入学前に入願ができ、入学後「進学届」を提出することにより、4月から貸与を受けることができる予約採用を導入した。

その他の中国政府奨学金留学生等様々な機関、組織からの奨学金募集要項については、その入手の都度、掲示板に掲示して学生に対する広報を行っている。

【参照】

採用年度	第一種奨学生 採用者数				第二種奨学生 採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	
平成16年度	5	15	/	20	8	14	/	22	42
平成17年度	8	6	8	22	5	4	6	15	37
平成18年度	9	10	0	19	8	11	0	19	38
平成19年度	11	10	4	25	7	11	5	23	48
平成20年度	7	17	3	27	5	13	3	21	48

※ 第一種奨学金と第二種奨学金(きぼう21プラン)は、併用貸与を受けることができる。

2. 学生の健康相談、生活相談、セクシュアル・ハラスメントの相談等について

(1) 健康相談

健康相談については、本法科大学院がある神田8号館と道を隔てて徒歩3分程度で利用できる神田3号館に保健室が設置されており、内科を中心とした（メンタルケアを含む）医師が月曜から金曜までの一定の時間帯に診察を行っている。

(2) 学生相談

学生相談については、健康相談と同様に、神田校舎において毎週月曜から金曜までの間、11時から19時までカウンセラーが在室し、随時、学生からの様々な相談に応じている。

(3) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントの発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、平成12年4月1日にセクシュアル・ハラスメント防止規程を制定し、その対応に努めている。

### 7-3 障害を持つ学生に対する支援

1. 入試における対応について

入試においては、障害の状況に応じて入試に支障のないように対応している。例えば、弱視者の入試にあっては拡大鏡の使用を認め、試験会場を別に用意し、対応した例もある。

2. 施設について

障害のある学生が校舎を利用する場合においては、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレを設け、その便宜を図るとともに移動上障害となるような障害物は無くし、バリアフリー化している。

3. 身体に障害のある学生について

平成20年度までの本法科大学院の入学学生において、身体に障害のある学生は存在していない。

### 7-4 職業支援（キャリア支援）

各種機関から本法科大学院事務課に提供される在外研修員募集、金融庁職員採用試験の実施についての案内等は、学生に適宜情報提供を行っており、平成18年度には日本司法支援センターから講師（弁護士）をお招きし、法テラスに関する説明会を学内で開催した。

また、エクスターンシップ等にあっては、その派遣先の選定にあたっては、将来の進路希望を考慮している。また、教員、事務局等において、個別に相談を受けて、適切に回答或いは教員或いは実務家への相談を勧めている。例えば、知的財産関係を将来の専門としたいと考えている学生に対しては、知的財産法の担当教授が中心に、知的財産を取り扱う法律事務所や企業の紹介に努めるなどしている。その他、弁護士資格を有する教員を中心に、学生相談に応じ実務家がどのようなことを行っているか、今後どのような分野に適しているか等について、指導助言を行っている。さらに、法科大学院修了生の進路については、ジュリナビへの加入、職業支援担当者の決定等により対処した。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

学習支援においては、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、入学時において十分な履修指導を実施している。入学前にも、履修科目の指定教科書や必要な予習等も指示している。

また、学生と教員とのコミュニケーションを十分図ることができるよう、オフィスアワーを設けるとともにクラス担任制を採用したことにより、少人数教育とともに、個々の学生に対しての学習相談及び助言体制が、十分に整えられている。

これらの他、経済的支援においても、大学独自のものを含めて多様な制度が用意され、学生に対する支援は、きわめて充実している。

### 改善を要する点

[新入生について]

入学前に行われている導入授業については、受講生の評価は概ね好評であるが、受講の義務づけ、実施科目などを検討する必要がある。

[職業支援について]

法科大学院修了生に対して、進路に関わる情報を提供する方法及びその実施方法について検討する必要がある。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格と評価

本法科大学院では、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保している。すなわち、専任教員〔専任教員11名・併任教員4名・実務家専任教員5名（常勤2名・みなし専任3名）〕の計20名（ただし、平成20年度については、外部機関への出向により専任1名、長期国内研究員により専任1名が授業を担当していないため、実質18名）のほか、兼任教員21名、兼任教員27名の教員総数66名であり、実務家教員の数及び比率も本法科大学院での教育で十分な実務教育を行うのに適正な水準を確保することができている。また、司法制度改革審議会意見書では、「法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実体法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待される。」とされているが、本法科大学院の専任教員・併任教員のなかの研究者教員のうち、すでに5名（岩井宜子・良永和隆・武知政芳・矢澤昇治・谷口安平）が弁護士ないし弁護士経験者であり、それぞれ刑事・民事・渉外等の分野で、理論と実務の架橋としての法曹教育ができる体制を整えた。

実務家教員は、実務基礎科目の授業を担当するだけではなく、民事法総合演習や刑事法総合演習などの法律基本科目や展開・先端科目を担当し、特にオムニバス授業については、研究者教員と共同協力しあって、理論的観点・実務的観点の双方からのアプローチを学生が学ぶことができるように工夫している。

また、ウェブ上のホームページや入学ガイドに、略歴や研究業績等を明記し、開示している。

本法科大学院の教員資格の審議については、「専修大学法科大学院教員資格審議規程」に必要な事項を定め、同規程第2条に審議機関を規定している。特に教員の採用及び昇任の候補者の資格審議については、学長を議長とし、法科大学院長、同副院長、常務理事（専門職大学院担当）、法学部長、法学研究科長、法科大学院教授会から選出された実務家1人を含む専任教員2人から構成する「専修大学法科大学院教員資格審査委員会」を設置して運営している。

#### 8-2 専任教員の配置と構成

本法科大学院の最低限必要な専任教員数は、入学定員60人、収容定員180人、専任教員1人当たりの学生数15人から算定すると、12人（180人÷15人）となる。現状の専任教員数は18人〔専任教員11人、法学部専任教員との併任教員3人、実務家専任教員4人（常勤2人、みなし専任2人）〕となり、基準を満たしている。

本法科大学院の専任教員は、全員が教授職である。

法律基本科目の専任教員の配置については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）にわたり専任教員を配置した。また、設置時の留意事項とされた民事訴訟法分野の理論的教育を担う専任教員の配置については、平成18年4月から1人、平成19年4月からさらに1人採用して、その補充を図った。

今後とも専任教員数及びその配置については、万全を期したいと考えている。

基礎法学・隣接科目分野については、「立法政策論」について専任教員が担当しているものの、他の科目については法学部専任教員が中心に担当している。

展開・先端科目については、「企業統治法」、「金融商品取引法」、「企業組織再編法」、「保険法」、「執行・保全法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「債権回収と債権保全」、「住宅関係法（借地借家・マンション）」、「国際民事紛争解決」、「国際私法」、「環境問題と法Ⅰ」、を専任教員が担当している。

専任教員の平均年齢は59.9歳である。

#### 8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

本法科大学院の実務家教員は、専任5人（常勤2人、みなし3人）、兼任（客員教授）19人を擁している。必要最低限の専任教員12人（現員18人）の2割以上を満たし、5年以上の実務の経験を有したものを配置している。また実務家教員には、実務基礎科目の授業を担当するだけではなく、民事法総合演習や刑事法総合演習などの法律基本科目や展開・先端科目を担当し、同一

科目を研究者教員と共同協力しあって、理論的観点・実務的観点の双方からのアプローチを学生が学ぶことができるように工夫している。

実務家専任教員（みなし）については、年間6単位以上担当し、教授会構成員となっている。

また「法科大学院自己点検・評価委員会」委員長、「奨学生選考委員会」委員長、「論集委員会」委員長、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」委員等の役職も担っている。

常勤の実務家専任教員については、弁護士活動20年前後の経験を有し、パートナーとして法律事務所を運営している。またみなし実務家教員については、40年前後の経験を有し、「司法研修所所付弁護士（刑事弁護）」、「司法研修所刑事弁護教官」等を経て「法律事務所」のパートナーとして活動している者、「福岡地方検察庁検事」、「東京地方検察庁検事」、「秋田地方検察庁検事」、「東京高等検察庁検事」、「司法研修所教官」、「東京地方検察庁公判部長」、「最高検察庁検事」、「最高検察庁公判部長」、東京法務局所属公証人（銀座公証人役場）等を経て弁護士として活動している者で、実務家として十分な経験を有している。

#### 8-4 専任教員の担当科目の比率

本法科大学院の主要科目74科目100展開中、47科目67展開を専任教員が担当しており、必修科目においては、28科目50展開中、24科目41展開を専任教員が担当しており、82.0%が専任教員で担当していることになる。

#### 8-5 教員の教育研究環境

専任教員の年間授業負担については、平成16年度においては、30単位以上2人、20～29単位9人、19単位以下8人である。平均すると17.7単位となる。

平成17年度は30単位以上1人、20～29単位7人、19単位以下11人である。平均すると16.4単位となる。

平成18年度は30単位以上1人、20～29単位6人、19単位以下13人である。平均すると15.7単位となる。

平成19年度は20～29単位6人、19単位以下12人である。平均すると15.6単位となる。

平成20年度は20～29単位2人、19単位未満16人である。平均すると14.1単位となる。

全学の基準として、平成19年4月1日より、旧規程を廃止し、専修大学研究員規程を定めた。法科大学院においても、今後その規程を基に具体的な運用方法を検討する予定である。

なお、法科大学院教員が長期国内研究員を平成19年度に1名、平成20年度に1名が利用している。

また、本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、5年間の助手補経験者を雇員として配置している。具体的な職務内容等は以下の通りである。

身分	勤務地	所属	職務内容
雇員（常勤）	神田校舎	法科大学院事務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材作成補助業務</li> <li>・レジュメ等の学生配付業務</li> <li>・教員室兼研究室受付業務</li> <li>・その他法科大学院事務課に関する業務</li> </ul>

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

理論的教育等を担う研究者教員及び理論的教育の実務への適用能力育成等を担う実務家教員をバランスよく配置した。また、実務家教員の参加により、教授会が活性化された。

### 改善を要する点

本法科大学院の専任教員の平均授業負担は、年間20単位以下にとどめられている。さらに、教員間の授業負担について公平になるよう努めたい。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院の専任教員(実務家・みなし専任教員含む)(専修大学法科大学院教授会規程第2条参照)で構成する「法科大学院教授会」を設置している。また大学、法人、法学部及び既存法学研究科との調整機関として、学長、常務理事(専門職大学院担当)、法科大学院長、副院長、法学部長及び法学研究科長を構成員とした「法科大学院運営委員会」を設置している。

なお、連絡調整を必要としない法科大学院独自の案件については、法科大学院教授会に直接諮り、連絡調整を必要とする場合は法科大学院運営委員会で調整後に法科大学院教授会に諮ることになるため、両者の間に権限の競合はない。

法務研究科法務専攻の長としては、法科大学院長を置くとともに、その補佐役として副院長も置いている。

法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、入学者選抜及び教員人事その他運営に関する重要事項についての審議は、前述の「法科大学院教授会」が担っている。

カリキュラム編成、教員の配置、学生要望事項の処理など、細かな教務関係の事柄を検討するための教務委員会を設置し、各科目領域を掌握する専任教員により構成している。

実務家(みなし)専任教員については、教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう法科大学院教授会第2条第2項第4号の構成員である。

事務体制としては、法科大学院事務部・事務課を設置して、部長、課長、掛長、主任、課員3名、雇員(常勤)2名、教務、学生支援、入試・広報、事務システム、教授会、教員人事、自己点検・評価、第三者評価、研究助成、法科大学院運営委員会、研究室受付等の業務を行っている。

人事部が実施している各種の研修会については、課長研修、新任主任研修、ブラッシュアップ研修等が実施されている。

平成19年度資金収支内訳表の法務研究科部門において、支出の部合計は5億54万円で、学生数等を考慮すると十分な経費負担額となっている。

同内訳表の法務研究科部門において、収入の部合計3億3,952万円に対し、教育研究経費支出は1億2,771万円(37.6%に相当)となっており、教育活動等に係る予算措置について配慮している。

学校法人専修大学予算統制規則第9条の規定に基づき、総合予算案作成のため、経理責任者(経理部長)は、財務統轄責任者(財務担当理事)の出席のもと、各予算責任者(事務分掌上の所管長)に予算要求の内容に関する説明を求めた上、調整にあたることとなっている。

「資金収支内訳表」平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	法 務 研 究 科	科 目	法 務 研 究 科
学生生徒等納付金収入	177,434,800	人件費支出	333,623,081
手数料収入	21,219,476	教育研究経費支出	127,712,753
寄付金収入	1,190,114	管理経費支出	17,289,493
補助金収入	120,028,494	借入金等利息支出	10,971,299
資産運用収入	11,274,239	借入金等返済支出	1,516,648
資産売却収入	2,190,000	施設関係支出	8,621,158
事業収入	2,178,378	設備関係支出	814,524
雑収入	4,009,437		
合 計	339,524,938	合 計	500,548,956



## 9-2 自己点検及び評価

教育活動等の点検については、以下を実施した。

### 1. 各教員による自己点検

各教員は、FD委員会による授業改善アンケートによる自己点検及び自己点検委員会による自己点検シートの作成・提出の2つの機会、まず直接自ら自己点検の機会を与えられた。

#### ①授業改善アンケート

授業内容・授業方法等についての各項目についての学生評価及び自由記載欄については、担当教員に個別にその結果を配布した。これにより、学生がどのような項目等について実施を求めているのか等の資料が得られた。これら、学生からの要望事項については、第5章教育内容等の改善措置で述べたとおり、翌年度においては、十分に改善措置が取られているとの結果を得ている。

#### ②自己点検シートによる点検・評価

平成16・17年度においては、授業担当者全員に対し、自己点検シートを配布した。これは、自ら、授業内容・授業方法等についてふり返り、より適切な内容・方法等を見いだすことを目的とするものである。自己点検シートの項目は、教育目的、授業の方式、授業時間外学習、成績評価・課題等、オムニバス方式授業、期末試験、授業改善のアンケート、研究動向等であるが、各自、自己点検を実施したうえ、その提出を求めた。これにより、共通に要求される事柄を履践していることを確認するとともに、各授業の特殊性に基づいて、創意工夫をし改善する機会を与えたものである。また、平成18年度においては、授業運営などに関するアンケートを実施した。

### 2. 各委員会との連携

自己点検委員会には、自己点検委員会の委員ばかりでなく、教務委員会、FD委員会、入試・広報委員会、図書委員会等の委員長の出席を求め、点検項目の確認及びその履行を求めた。また、教育目的等重要項目が議題となる際には、法科大学院長にも出席を求め、教育目的の確認及びその周知徹底を図った。

### 3. 外部委員からの意見聴取

自己点検・評価報告書については、研究者・実務家各1名から、意見書の提出を依頼し、客観的な評価・意見を求めるようにしている。

### 4. 結果の公表

自己点検の結果については、平成16・17年度版、平成18年度版、平成19年度版を学長に提出するとともに、結果の要旨を、法科大学院のウェブサイトに掲載した。

### 5. 実施体制

次の13名によって構成する「法科大学院自己点検・評価委員会」を設置する。

委員長 学長が指名した者

副委員長 専門職大学院担当常務理事

委員 公法系科目群を代表する者 1名

民法・民事訴訟法科目群を代表する者 1名

商法科目群を代表する者 1名

刑事系科目群を代表する者 1名

実務基礎科目群を代表する者 1名

基礎法学・隣接科目群を代表する者 1名

展開・先端科目群を代表する者 1名

本学の教職員以外の学識経験者 2名

法科大学院事務部長

法科大学院事務課長

### 6. 評価項目等

自己点検・評価を行うに当たって、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」に則し、次の項目を設定した。

(1) 教育目的

(2) 教育内容

(3) 教育方法

①授業を行う学生数

②授業の方法

③履修科目登録単位数の上限

(4) 成績評価及び修了認定

①成績評価

- ②修了認定及びその要件
- ③法学既修者の認定
- (5) 教育内容等の改善措置
- (6) 入学者選抜
  - ①入学者受入
  - ②収容定員と在籍者数
- (7) 学生の支援体制
  - ①学習支援
  - ②生活支援等
  - ③障害のある学生に対する支援
  - ④職業支援（キャリア支援）
- (8) 教員組織
  - ①教員の資格と評価
  - ②専任教員の配置と構成
  - ③実務経験と高度な実務能力を有する教員
  - ④専任教員の担当科目の比率
  - ⑤教員の教育研究環境
- (9) 管理運営等
  - ①管理運営の独自性
  - ②自己点検及び評価
  - ③情報の公表
  - ④情報の保管
- (10) 施設、設備及び図書館等
  - ①施設の整備
  - ②設備及び機器の整備
  - ③図書館の整備

自己点検委員会による議論及び自己点検シート提出による結果等により、各委員会と連携して、緊急性を要する改善点等は可能な限り次年度中に対処することとした。これには、例えば、筆記試験の匿名性の確保のための答案綴りの工夫、成績分布データの配布方法の決定・実施等があった。なお、自己点検委員会において各委員会の委員長の出席を求めただけでなく、重要項目、例えば目的の確認、入試の選考基準等については、教授会においても確認する体制にしている。

具体的には、以下のような形で教育活動の改善に活用している。

#### ①□教員による実施

自己点検委員会における自己点検及び評価の結果、各教員により実施を強く求める必要があると判断した項目について、自己点検シートを作成し、これを全教員に配布し、その趣旨を伝えるとともに、その実施状況を確認した。具体的には、教育目的に従った教育の実践、意味のあるソクラテスメソッド方式による授業の実践、法文書作成能力の修得、適切な授業外学習、厳格な成績評価、オムニバス方式授業における教員間の連絡、適切な期末試験の実施及びその評価等の項目である。自己点検シートは、各自が自己点検をするとともに、自己点検委員会における自己点検及び評価の資料となるものであるが、他方、自己点検委員会において、より強く実施を求める事項についての要請の意味もある。その項目については、各教員の意識を促して、現実に改善の努力をしているはずである。

#### ②□教授会への報告・実施

各教員により実施できる項目ではなく、協議の必要がある項目がある。例えば、自己点検シート回収により、一部の教員から授業時間が90分では不足する、との指摘を受けた場合等である。これについては、果たして、90分授業を、例えば100分或いは110分に変更することが可能か、また、そうすることが望ましいのか等の議論が必要となり教授会において議論をして結論を出した。FD委員会と重なる事項であるが、教員研修の一貫として、他の教員の授業を参観する機会を設けるべきか否か等についても議論した。これについては、特定の科目について、ビデオ撮影をし、それを研修会の素材にする等のことが、教授会及びFD委員会における議論の結論として出された。

また、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するための教授会の役割、

教授会以外の組織の役割については、教務委員会、FD委員会、自己点検委員会等が教育活動等の改善に関しては、具体的な案を作成し、或いは実施する役割を担っている。なお、教務委員会、FD委員会の各委員長も、自己点検委員会の拡大委員会の委員として会議に出席している。

他方、教授会においては、各委員会において未だ検討対象となっていない事項についての意見が出されたり、協議が必要な項目について、協議をする場となっている。そして、最終的な決定権限を有するのが教授会である。

### 9-3 情報の公表

#### 情報提供

教育研究活動等の状況については、刊行物（専修ロージャーナル）及びウェブサイトでの公開等その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

情報提供項目としては、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」に則し、次の項目をウェブサイトに掲載して公表している。

- (1) 設置者について
- (2) 教育上の基本組織について
- (3) 教員組織について
- (4) 収容定員及び在籍者数について
- (5) 入学者選抜について
- (6) 標準修了年限について
- (7) 教育課程及び教育方法について
- (8) 成績評価及び課程の修了について
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度について
- (10) 修了者の進路及び活動状況について

### 9-4 情報の保管

法科大学院事務課において、「学校法人専修大学文書保存規程」に規定するものの他、下記評価の基礎となる情報を5年以上保管している。なお保管場所としては、法科大学院事務室内の防火設備を具備した学籍保管庫を使用している。

- (1) 教育の基本方針に関わる、教授会・各委員会に関わる資料
- (2) 各授業の教育内容・教育方法に関わる、事前課題・授業レジメ等
- (3) 期末試験の答案
- (4) 入学者選抜、学生の収容、個々の学生の成績評価に関わる資料
- (5) ガイダンス、オフィスアワー実施状況等に関わる資料
- (6) 教員の研究実績・実務経験等に関わる資料
- (7) FDに関わる学生アンケート、各授業担当者から提出された自己点検シート等、教育内容・方法の改善に関わる資料
- (8) 施設に関わる資料
- (9) その他法科大学院に関する資料

## 2 優れた点及び改善を要する点等

#### 優れた点

1. 入学者選抜基準、学生入学後の学習状況・施設利用状況等について、教授会において比較的細部に至るまで報告され、疑問点・問題点があれば、教授会において意見交換され、検討している。
2. 委員会における検討事項が、教授会において報告され、場合によっては、委員会と同様に、意見が出され検討されている。
3. 授業方法・内容に関わる資料については、授業担当者にその提出を求め、できるだけ資料を法科大学院事務課において収集・保管している。

#### 改善を要する点

厳格な成績評価の実施については、試験において得点分布の目安を基準として示し、その遵守を求めてきた。他方、平成21年度以降、さらにより一層厳格な成績評価をするため、その基準の設定及び実施方法等について検討する必要がある。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設の整備

本法科大学院は、入学定員60人、収容定員180人であるが、将来的に若干の規模拡大にも十分対応できるようにしている。教室等については、中教室(52人～80人)6室、小教室(22人～28人)9室、法廷教室1室を備えているため、現状の同時限展開数5展開以下であることから、余裕を持った教室運営をしている。また質的にも最新の教具及び冷暖房を完備して万全を期している。

教員室(本学では研究室と称している。)については、将来を見込んで、現在の専任教員数を上回る23室を用意している。また、オフィスアワーの実施を前提としていることから、1研究室当たりの面積を従来の本学の研究室に比べ広くした(22.41㎡)。

非常勤の教員用としては、大きめの共同研究室1室(28.52㎡)を備え、一度に3人のオフィスアワーに対応できるように配慮している。

教員が学生と面談するスペースとしては、上述した教員研究室を中心に行われているが、教員ラウンジを活用している教員も見受けられる。

事務職員の職務上のスペースとしては、2階フロアに学生の窓口業務、学籍保管庫、作業室等を備えた十分な広さの事務室を配置し、4階フロアには、教員の受付や教材準備室等を備えたスペースを配置している。

本法科大学院の未修者学生の修了単位は3年間で98単位、既修者学生の修了単位は2年間で68単位となり、これは年間履修単位で平均34単位前後となる。更にセメスター当たりでは17単位約9科目履修となり、時間割上週5日制で平均1日2科目の履修となる。そのため平均1日2時限は教室で過ごすことになるが、それ以外の大半の時間は自習室で学習していることになる。

このことを踏まえ、本法科大学院の自習室については、機能的には学習に徹底して集中できるように次のような工夫している。

①個々に用意したキャレルは、一般的なキャレルより大きくし、法令集などの書籍を広げながら学習でき、また着席したときの独立性を高めている。

②キャレルには私物収納のロッカーをビルトインしている。

①自習室は適度な広さ毎に分割し、落ち着いた雰囲気を演出している。

数量的には、本法科大学院の在学生用〔実質収容定員：140人(20人×3+40人×2)〕144席に対して204席用意している。残りの60席については、修了1年目の修了生に限り、1年間(修了した年の4月1日から翌年の3月31日まで)無料で貸与を行った。

本法科大学院は専用の図書館を備え、534平方メートルの床面積に約70,000冊収納の書庫を備えている。また図書資料だけでなくデータベースやインターネット情報などあらゆる情報を入手する機能を6階のフロアに集約するため、同フロアに情報端末室を設け、図書館内の情報検索コーナーや隣室の情報端末室で、法令データベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成等を容易にできるメディアセンター的位置づけとした。

#### 10-2 設備及び機器の整備

法廷教室、中教室にはプロジェクター等のAV機器を備え、パワーポイント等を用いた授業を可能にしている。小規模教室についても移動可能なAV機器を利用して同様の授業ができるようになっている。学生の自習室には無線LANを設置してIT環境を整えている。また教員の研究室には学生のオフィスアワーに対応するためのテーブルを設置している。

#### 10-3 図書館の整備

本法科大学院の専用図書館として、専修大学図書館法科大学院分館が、法科大学院棟に設置され、独立した運営がなされている。他に、本法科大学院と同様、本学神田キャンパス内にある専修大学図書館神田分館が、教育及び研究並びに学生の学習に支障なく使用することができる。な

お開館時間は、午前9時から午後10時までとしている。また、23日間の休日開館を含め、年間開館日数は約300日となっている。

教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書館職員の配置であるが、法科大学院分館にはレファレンス担当が配属されており、研究者及び学生の様々な質問に応えるとともに、法情報データベースの検索指導をおこなっている。レファレンス担当以外の職員は、5名が勤務しており、ほとんど全員が司書の資格を有している。

また法科大学院分館には、基本的な判例集、加除資料、法律学術雑誌を備えているほか、法律書においても各分野の基本図書を備えており、閲覧及び貸出しに供している。

本学図書館の法科大学院分館と神田分館は、合計すると43万冊を超える図書及び資料を所蔵している。また、本学全図書館の蔵書は160万冊あり、学内の端末やインターネットによる図書館ホームページからOPAC（オンライン蔵書目録）を利用することにより、所蔵の有無や貸出し状況を把握できる。法科大学院分館以外に所蔵する図書については、所蔵館から取寄せて閲覧・貸出しの利用ができるシステムとなっているので、法科大学院における研究及び教育並びに学生の学習に十分応じることができる。

本学図書館には、全学部から選出された教員と図書館の管理職者からなる専修大学図書館委員会が組織されており、法科大学院の専任教員もその委員として加わり、積極的に運営に参画している。

法情報データベースは、LEX/DB や LexisNexis をはじめ、国内外の法令・判例情報がインターネットやDVDで活用でき、常に最新の情報を利用できる環境になっている。情報検索の講習会は、図書館員により随時実施するとともに、専門のインストラクターを招いて、主要データベースの利用方法等講習会を実施し、利用者の検索技術の向上を図っている。

## 【参照データ】

### 1 図書館に携わる職員に関する資料

\*職員6名（管理職1名、庶務・会計1名、雑誌1名、レファレンス1名、利用サービス2名）

### 2 図書及び資料に関するデータ

#### A. 所蔵資料

- ①図書 11,937冊（和書 11,165冊 洋書 772冊）
- ②雑誌 和書 119タイトル  
洋書 15タイトル
- ③判例集他 38タイトル
- ④加除資料 16タイトル

#### B. 主要データベース

- 1) beck-online
- 2) CCH Federal Securities Law Reporter
- 3) D1-Law.com
- 4) Juris Online
- 5) LEX/DB インターネット
- 6) LexisNexis at lexis.com
- 7) LLi 統合型法律情報システム
- 8) MAGAZINEPLUS
- 9) 官報情報検索サービス
- 10) 日経テレコン21

### 3 図書館に備えられた設備・機器リスト

- 1) 情報検索用パソコン 20台
- 2) OPAC用パソコン 8台
- 3) 業務用パソコン 7台
- 4) 管理用サーバ 3台
- 5) CD/DVDサーバ 1台

- 6) 情報検索用プリンタ 2台 (内1台カラー)
- 7) OPAC用プリンタ 2台

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

施設の建設にあたっては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が平成13年12月26日付けで示した「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」の【施設及び設備】の項での提言（『施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。各大学の取組みの創意工夫により、例えば、自習室や模擬法廷などの施設の設置、図書館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材などの情報機器や参考図書等の充実など、法科大学院にふさわしい環境を整えることが期待される。』）を基に設計・施工した。中でも特に本法科大学院が力点を置いたのは、1日の大半を過ごす学生の居場所としての学習室の充実であった。この学習室内に設置した個々の学習机（キャレル）の設計にはかなりの時間を要した。その結果、設計者の苦勞が学生たちにも伝わっているようで、好評を博している。また量的にも在学生全員が専用として占有できるようになっている。さらに修了1年目の修了生に限って、無料で在学生同様の使用を認めている。

また専用図書館には、閲覧席、各種データベース及び図書の検索のための端末機については、学生数に比較して多数設置しており、それに学生の拠点である自習室（キャレルの設置されている部屋）及び教室と同一建物に設けられていることで、学生の種々の便宜を図っている。

### 改善を要する点

現状においては、特に改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り入れながらよりよい学習環境の構築に努めたい。